

# 南九州市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

みな、みりよく!



**Minami**  
**Kyushu**  
**City**

鹿児島県南九州市

# 目 次

<b>1 基本的な事項</b>	<b>1</b>
(1) 市の概況	1
ア 市の自然的, 歴史的, 社会的及び経済的諸条件の概要	
イ 過疎の状況	
ウ 社会的経済的発展の方向の概要	
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア 人口の推移	
イ 産業構造の現況等	
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
<b>2 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成</b>	<b>11</b>
(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	13
<b>3 産業の振興</b>	<b>14</b>
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 計画	18
(4) 産業振興促進事項	27
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	27
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	27
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	27
<b>4 地域における情報化</b>	<b>28</b>
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28

<b>5</b>	<b>交通施設の整備，交通手段の確保</b>	<b>29</b>
	(1) 現況と問題点	29
	(2) その対策	29
	(3) 計画	30
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
<b>6</b>	<b>生活環境の整備</b>	<b>34</b>
	(1) 現況と問題点	34
	(2) その対策	35
	(3) 計画	37
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
<b>7</b>	<b>子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	<b>40</b>
	(1) 現況と問題点	40
	(2) その対策	40
	(3) 計画	41
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
<b>8</b>	<b>医療の確保</b>	<b>48</b>
	(1) 現況と問題点	48
	(2) その対策	48
	(3) 計画	49
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
<b>9</b>	<b>教育の振興</b>	<b>50</b>
	(1) 現況と問題点	50
	(2) その対策	50
	(3) 計画	52
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54
<b>10</b>	<b>集落の整備</b>	<b>55</b>
	(1) 現況と問題点	55
	(2) その対策	55
	(3) 計画	55
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	56

<b>11 地域文化の振興等</b>	<b>..... 57</b>
(1) 現況と問題点	..... 57
(2) その対策	..... 57
(3) 計画	..... 57
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	..... 58
<b>12 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	<b>..... 59</b>
(1) 現況と問題点	..... 59
(2) その対策	..... 59
(3) 計画	..... 59
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	..... 59
<b>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	<b>..... 60</b>
(1) 現況と問題点	..... 60
(2) その対策	..... 60
(3) 計画	..... 61
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	..... 61
<b>事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分</b>	<b>..... 62</b>

## 1 基本的な事項

### (1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

#### 【自然的条件の概要】

南九州市は、鹿児島県の南西部、薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西約30kmのところにある。南には広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市・南さつま市に接しており、南薩地域の地理的中心となっている。地勢は、北部から南東部にかけて標高500mを越す山々が連なり、中部には緩やかな丘陵台地が広がり、南部は東シナ海に面した海岸線となっている。市域は、東西に約22km、南北に約30km、総面積は357.91km<sup>2</sup>で鹿児島県全体の約4.0%を占めている。気候は、夏季の台風を除けば温暖で安定した降水量に恵まれている。

#### 【歴史的条件の概要】

本市は、平成19年12月1日に、旧揖宿郡穎娃町、旧川辺郡知覧町及び川辺町が合併し誕生した。旧穎娃町は、明治時代の穎娃村から昭和25年に町制施行した翌年に分村、旧知覧町は、知覧村から昭和7年に町制施行、旧川辺町は、川辺村から大正12年に町制施行後、昭和31年に勝目村と合併というそれぞれの歴史がある。

本市には、知覧武家屋敷群・知覧特攻平和会館・清水磨崖仏などの貴重な歴史資源があり、長い歴史の中で保存・継承されている。また、国・県の指定を受けている無形民俗文化財なども伝統的行事として大切に受け継がれている。

#### 【社会的条件の概要】

交通条件は、市の北西部に国道225号が整備され、南部には海岸線を沿うように国道226号が整備されており、鹿児島市、枕崎市、指宿市を連絡する幹線道路となっている。また、市の北東を市境沿いに通称指宿スカイラインと呼ばれる県道17号指宿鹿児島インター線をはじめとする県道が市内を縦横に整備されている。高規格道路「南薩縦貫道」が平成29年3月に全線開通し、アクセスが向上している。

道路網整備の一方で、本市では、各支所など主要施設が集合する場所や地域間での異動が困難な区間にコミュニティバス及びAIを活用した予約型乗合タクシーを運行させ、広域・地域間の路線バスやJRと接続させることで、市民の利便性向上や交流促進を図っている。しかしながら、平成23年度をピークに利用者が年々減少しており、現在は年間3～4万人の利用者数となっている。

地域社会の基礎組織としては229の自治組織があり、これらを中心に地域の自主的運営を行っている。自治会は大小さまざまで、中には維持存続することが困難と予想される自治会もあり、過疎化の影響が顕著に表れ始めている。

#### 【経済的条件の概要】

市の基幹産業は農業で、中でも「茶」と「さつまいも」は日本有数の産地である。その他に園芸作物、牛・豚・鶏などの畜産も盛んであり、我が国の食料供給基地として鹿児島県経済の一翼を担っている。また、伝統的地場産業である「川辺仏壇」も本市の基幹産業の一つであり、長年培われた技術や技法が認められ、国の伝統的工芸品の指定を受けている。さらには、新技術の導入により新たな装飾品などの製品や特産品を生み出すなど、新産業の創出の可能性が期待されている。

本市の知覧武家屋敷群や知覧特攻平和会館などには年間約70万人の観光客が訪れるものの、宿泊施設等受け入れ態勢が整備されていないため、通過型の観光地となっている。

商業については、自動車の普及、幹線道路の整備による都市部の大型商業施設の利用や、本市への大型店舗の出店等により商店街は活気を失う傾向にある。しかし、企業誘致においては、令和3年度に印刷業や製造業など、令和5年度に飲食業、令和7年度には茶卸小売業の進出など、明るい材料もある。

いずれの分野でも同じようなことが言えるが、特に経済的活動を行ううえで、労働力の高齢化、後継者不足は深刻な課題となっている。

#### イ 過疎の状況

人口の動向は、国勢調査によると昭和35年で74,059人であったが、令和2年には33,080人となり、この60年間で40,979人減少しており、減少率55.3%となっている。中でも昭和35年～50年の減少率が30.1%で最も高く、日本の経済成長に伴い人口が流出したことがわかる。その後は、高齢化率が上昇する一方で、典型的な過疎地域の人口推移現象を示している。

これまでの過疎地域持続的発展法等による対策としては、道路などの交通通信体系の整備、農業基盤整備などの産業振興、水道・下水道・消防施設・公営住宅などの生活環境の整備、校舎等の教育文化施設の整備・改修、教育文化の振興等について実施してきた。その結果として、交通通信網の整備、農業生産量・額の増加、水道普及率の向上など一定の成果は出ている。しかしながら、人口減少や少子高齢化をはじめ、あらゆる分野における後継者不足はますます進行しており、現在抱える最も深刻な課題となっている。

今後の見通しとしては、国内全体で人口の減少が進んでいる中であるため、農業振興の基盤として経営近代化施設の整備など、現在までの対策を継続しつつ、移住定住及び交流人口の増加を図り、農業など、本市の特徴を活かした地域の活性化を行い、人口の減少率を抑える取り組みが必要である。

#### ウ 社会的経済的発展の方向の概要

本市は、地域の豊かな自然を活かし、農業を基幹産業として発展してきた。基盤整備や施設の近代化を図り、特に「茶」や「さつまいも」については、全国でも有数の産地となり、「焼酎」や「仏壇」などの地場産業と併せ、鹿児島ブランドの確立にも貢献してきた。

また、企業誘致や大型店舗の進出等により多少なりとも雇用の確保を図ることができたが、一方では地元商店街の活力が失われつつある現状がある。

交通通信体系について、公共交通機関に乏しい本市は、車による移動に頼らざるを得ず、交通通信網の整備を図ってきた。中でも高規格道路「南薩縦貫道」を軸とした、人や物の交流促進や産業・観光面での地域経済の活性化をさらに図るため、アクセス向上のための拠点施設や周辺道路の整備が求められる。

**(2)人口及び産業の推移と動向**

## ア 人口の推移

本市の人口は、表1-1(1)のとおり、昭和35年から一貫して減少を続けてきている。減少率をみると昭和35～50年が30.1%で最も高く、日本の経済成長に伴う人口の流出が顕著に表れている。その後の減少率は、10%前後で推移していたが、平成17年～令和2年においては減少率が21.6%となっており、近年の少子化、出生率の低下を反映している。また、高齢者比率は高くなる一方で、少子高齢化の典型的な過疎地域の人口推移となっている。

## イ 産業構造の現況等

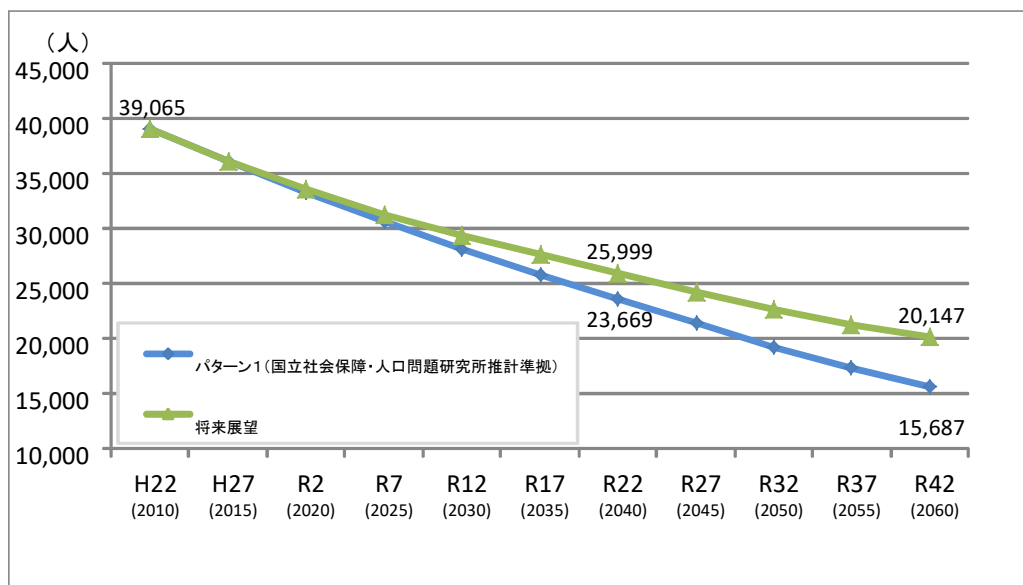
表1-1(3)のとおり、人口の推移と同様に全体的な就業人口も減少している。本市の基幹産業は農業であるが、特に第1次産業は著しく減少している。一方、施設の近代化による省力化・高効率化が図られてきたため、生産量は増加している。また、企業誘致、大型店舗等の進出により、第3次産業の就業人口比率は増加しており、産業の構造が変化しているのがわかる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 74,059	人 51,768	% △30.1	人 42,191	% △11.2	人 36,352	% △13.8	人 33,080	% △9.0
0歳～14歳	27,725	11,379	△59.0	5,562	△35.1	4,203	△24.4	3,684	△12.3
15歳～64歳	40,291	32,541	△19.2	22,696	△30.2	18,979	△16.4	16,138	△15.0
うち 15歳～ 29歳(a)	12,602	8,967	△28.8	5,377	△40.0	3,767	△29.9	3,040	△19.3
65歳以上 (b)	6,043	7,848	29.9	13,933	43.7	13,144	△5.7	13,247	0.8
(a)/総数 若年者比率	17.0	17.3	—	12.7	—	10.4	—	9.2	—
(b)/総数 高齢者比率	8.2	15.2	—	33.0	—	36.2	—	40.0	—

※総数には年齢不詳者が含まれているため、年齢別実数の合計値と異なる場合がある。

表1-1 (2) 人口の見通し



総人口(人)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
<b>パターン1</b> ※1	39,065	36,082	33,318	30,653	28,185	25,898	23,669	21,427	19,306	17,393	15,687
<b>将来展望</b> ※2	39,065	36,196	33,628	31,295	29,361	27,630	25,999	24,321	22,732	21,332	20,147

※1…今後の施策効果を想定していない推計値

※2…今後の施策効果を想定した推計値

南九州市人口ビジョンより抜粋

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年			昭和50年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 37,983	人 26,566	% △30.1	人 20,124	% △24.2	人 17,365	% △13.7	人 16,071	% △7.5		
第一次産業 就業人口比率	% 77.2	% 53.6	—	% 28.0	—	% 24.4	—	% 22.5	—		
第二次産業 就業人口比率	% 5.8	% 17.6	—	% 23.8	—	% 21.5	—	% 21.0	—		
第三次産業 就業人口比率	% 17.0	% 28.8	—	% 48.2	—	% 54.1	—	% 56.4	—		

**(3) 行財政の状況**

本市においては、事務改善による組織機構の改善、職員の適正配置や民間委託への移行など簡素で効率的な行政運営を図ってきたところであるが、少子高齢化や人口減少が進む中であって、福祉や医療費の社会保障関連経費が増加し、労働力の減少による税収の減少が危惧される場所である。また、公共施設の老朽化も進んでいることから最適化を図るため早急に長寿命化や統廃合などの対策を行う必要がある。

したがって、これまで以上に行政運営の効率化、組織の合理化等自らの体質改善に努めるとともに、積極的な情報公開や住民の意見を把握し、これらの意見を行政運営に反映させるなど住民が事業の運営や管理に携わっていく体制の整備を進める必要がある。

一方、財政面においては、市税等自主財源に乏しく、国・県支出金、交付税等に依存した財政運営を余儀なくされているが、今後は交付税等の依存財源が減少することが見込まれることから、従前にも増して厳しい財政状況になるものと思われる。したがって、さらに徹底した整理合理化と経費節減に努めるほか、税収の確保、国・県補助事業等の積極的な活用、受益者負担の適正化等により健全な財政を堅持しなければならない。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円，%)

区分	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	21,648,206	28,591,669	29,969,087
一般財源	13,190,549	12,846,807	13,456,829
国庫支出金	2,475,181	7,349,139	4,316,584
都道府県支出金	1,956,304	2,044,385	2,236,862
地方債	2,013,730	1,453,965	3,732,637
うち過疎債	1,073,100	802,400	1,338,600
その他	2,012,442	4,897,373	6,226,175
歳出総額 B	20,831,503	27,567,441	28,843,637
義務的経費	10,296,736	10,726,842	10,907,765
投資的経費	2,479,637	2,342,641	5,833,416
うち普通建設事業	2,360,971	2,224,005	5,529,742
その他	8,055,130	14,497,958	12,102,456
過疎対策事業	3,878,983	7,388,802	9,522,583
歳入歳出差引額 C (A-B)	816,703	1,024,228	1,125,450
翌年度へ繰越すべき財源 D	21,820	386,231	465,483
実質収支 C-D	794,883	637,997	659,967
財政力指数	0.33	0.35	0.36
公債費負担比率	15.0	15.1	12.6
実質公債費比率	6.8	7.1	6.6
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	90.8	93.8	92.2
将来負担比率	21.4	-	-
地方債現在高	22,700,277	19,856,364	20,929,541

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (公共施設状況調)

区分	昭和 55 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	26.4	57.9	62.8	84.5	84.5
舗 装 率 (%)	30.4	66.4	72.8	75.0	75.2
農 道					
延 長 (m)			213,078	243,400	242,980
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	62.5	79.4	—	—	—
林 道					
延 長 (m)			101,480	103,190	105,097
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5.3	8.0	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	90.0	99.5	98.1	99.4	99.6
水 洗 化 率 (%)				67.7	76.2
(旧穎娃町)	—	59.5	—	—	—
(旧知覧町)	—	76.5	—	—	—
(旧川辺町)	11.4	52.7	—	—	—
人口千人当たり病院, 診療所の病床数 (床)			24.2	26.3	26.4
(旧穎娃町)	11.5	18.5	—	—	—
(旧知覧町)	—	17.3	—	—	—
(旧川辺町)	21.0	41.0	—	—	—

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本市が目指す将来都市像

**人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市**

を実現するため、

『人と人』，『地域と人』が交流し，こころ豊かで魅力あるまち

安心・安全でいきいきと健康に暮らせるまち

地域資源を活かした産業が盛んなまち

の3つを進むべき目標とし，以下の7分野のまちづくりを推進することにより過疎からの自立を目指す。

##### 1 豊かな自然 活力ある農村 未来に向けて発展する まちづくり

本市は「茶」や「さつまいも」，「畜産」などで県内有数の生産量と質を誇っており，「南の食料供給基地」として，今後も豊かな自然と活力ある農村づくりを進めていくためには，農業の振興が不可欠である。

農家の経営安定に繋がる機械化や生産施設の近代化を進め，認定農業者や集落営農組織の支援を行うとともに，農業後継者や新規参入者の育成・確保を図る。

「知覧茶」をはじめとした本市の豊富な農畜産物のブランド化・高付加価値化を積極的に推進し，6次産業化や輸出への取組を進めるとともに，観光産業と一体となったPRを展開し，産地間競争に勝ち抜く体制づくりに努める。さらに，生産者の顔が見える販売体制を確立し，消費者に信頼される産地づくりに努めるとともに，鳥獣被害の防止や環境に配慮した農業振興を図り，安心・安全な農畜産物を安定供給できる体制づくりに努める。

また，活力ある農村づくり，農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため，地域の共同活動や中山間地域における農業生産活動，自然環境保全活動などを支援する。

##### 2 魅力と活力にあふれ にぎわう まちづくり

商工業については，南薩縦貫道の全線開通によりアクセスが向上した地の利を生かして企業立地を推進し，新たな雇用の場を創出するとともに，高等学校新卒者へ地元企業の情報を発信する。また，伝統的工芸品である川辺仏壇の製造技術を駆使した新商品の開発を支援し，川辺仏壇産業の振興を図る。さらに，魅力ある店舗づくり等により商店街の活性化及び商工業者の経営安定に努める。

観光については，本市の特色ある観光資源や恵まれた自然資源と農畜産物等を活かした観光ルートの開発や，グリーン・ツーリズム等の着地型観光を確立するとともに，観光地づくりを担う法人の設立を支援する。また，海外からの誘客対策やユニバーサルツーリズムをより一層推進し，地域活性化を図る。さらに，イベントなどによる誘客活動も推進し，訪れる人々に対して心温まる「おもてなし」を提供し，繰り返し訪れたいくなるようなまちづくりを目指す。

### 3 人と物が行き交い 快適で暮らしやすい まちづくり

市内を東西南北に結ぶ幹線道路や市民の生活の基盤となる生活道路の整備を進め、人や物の交流の促進、産業や観光面での地域経済の活性化を図るとともに、周辺地域との連携や市民の一体感の醸成に向けた交流活動の促進を図る。

市民の移動手段を確保するため、JR指宿枕崎線、路線バスの維持確保を図るとともに、利用者ニーズに応じたコミュニティバス及びA Iを活用した予約型乗合タクシーの運行を継続する。

また、地域の特性を活かした安心して快適な都市環境づくりに努め、快適な居住空間の創造や高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備促進を図る。

### 4 安全で安心して 住みやすい まちづくり

市民一人ひとりが、豊かな自然を生かした安心して住みやすいまちづくりに積極的に取り組む必要がある。

ごみの分別収集の徹底や循環型社会の形成（3R活動）、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進に取り組み、地球規模での環境施策の充実を図る。

また、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備や安全な水の安定供給を行い、快適な生活空間の創造に努める。

さらに、安全な生活を守るため、市民・地域・行政が連携して、消防・防災体制の充実や交通安全・防犯対策の強化、消費者被害防止に努める。

### 5 みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせる まちづくり

地域において、子どもから高齢者まで、隣の人や地域の人に支えられ暮らしている。

住み慣れた地域に生活するには、一人ひとりが個々の体調に応じて健康に努力すること、そしてできる範囲で自分の周りの方を支えることが基本である。みんなが地域の支えに助けられて、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進する。

また、各種検診や健康相談・健康教室などへの積極的な参加を促すとともに、適度な運動や安心・安全な食材を活かした食生活の改善に取り組み、みんながいきいきと暮らせるところとからだの健康づくりを推進する。

育児負担の軽減を図るため、子育て支援体制の強化や多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に向け改善する。

高齢化が進行する中で、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、いきいきと安心して生活を送れるよう、生きがいつくりや社会参加への促進、介護保険制度などに基づく自立支援や介護者の負担軽減に向けた支援体制の強化を図る。また、ノーマライゼーションの理念に基づき、積極的な広報・啓発活動や交流活動などへの取組を通して心のバリアフリーを推進し、みんなで支え合う地域福祉社会の構築を図る。

## 6 心の豊かさと創造力を育む 教育・文化の まちづくり

学校教育は、「基礎・基本」の定着を基盤に、国際理解教育、情報教育、環境教育をはじめ、安心・安全な「食」のまちづくりの基本となる食育、郷土のよさを活かしたきめ細かな教育の充実やこころの教育を推進し、生きる力や創造力と豊かな心を育む学校教育の充実に努める。教育の原点は家庭であるという自覚のもと、家庭教育や幼児教育をはじめ、世代間交流を促進し、家庭・学校・職場・地域などが一体となった青少年の健全育成に努める。

本市の持つ豊かな自然・文化・歴史・農林水産物などの学習資源を活かし、幼児から高齢者まで対応した生涯学習機会の充実や、それを支える指導者やボランティア団体との連携を図り、だれでも身近に生涯学習へ参加できる体制の構築に努める。

長い歴史に育まれてきた文化財や伝統行事などの保存・継承・調査・活用に努めるとともに、多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実を図る。

「知覧特攻平和会館」を核とした平和に関する事業の推進と平和学習を展開し、世界の恒久平和へ寄与する。

## 7 みんなで創る 協働と自立の まちづくり

市民は、「自分たちの住むまちは自ら創る」という意識を持ち、積極的にまちづくりに参加することで、協働の仕組みを推進する。

市民等で組織する地区公民館、自治会などあらゆる組織は「南九州市」のまちづくりを進める協働のパートナーであり、あらゆる組織と行政と相互に協力し合って魅力あふれるまちづくりに取り組む。

行政運営については地域の特性を活かした本市独自の施策展開を図りながら、自主財源の確保と自立した行財政の運営に努める。

市民・地域・企業・行政など、関係する個人や団体、組織がそれぞれの立場や役割の中で、協働によるまちづくりを推進する。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域となる基本的な要件が「人口減少率」であることから、以下のとおり人口減少に係る数値を基本目標とする。

目標値の達成のため、必要な施策を推進し、過疎地域からの脱却を目指す。

	基準値	目標値（令和12年）
人口（市内定住者）	30,753人 <sup>※1</sup>	29,361人
合計特殊出生率	1.68 <sup>※2</sup>	2.10

※1 令和7年12月末時点

※2 出典：平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度、基本目標及び分野毎目標で定めた指標の達成度により内部評価を行う。なお、検証・改善を図るための仕組みとしてPDCAサイクルを確立し、必要に応じて計画の見直しを行う。

## (7) 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

「南九州市公共施設等総合管理計画」では、これまでの公共施設等の同用途での更新等といった発想から、今後は公共施設等を取り巻く環境を踏まえ、様々な課題に的確に対応し、総合的な公共施設等の管理をとおして、必要な行政サービスを将来にわたって持続的に提供することを公共施設等マネジメントの目的として定めている。

また、課題の解決に向けて、以下の3つの基本方針に基づき、必要な取組や対策を検討、実施することが明記されている。

本計画に記載されている全ての公共施設等の整備においても、「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら実施していく。

### 【公共施設等マネジメントの基本方針】

#### ①長寿命化の方針

保有資産の現状把握と安心安全の確保

- ・点検、診断による現状把握
- ・耐震化、大規模改修による機能維持
- ・危険施設の脱却

予防保全型維持管理による長寿命化

- ・予防保全型維持管理の導入
- ・長寿命化によるライフサイクルコストの削減

#### ②総量適正化の方針

総量縮減

- ・新規整備の抑制
- ・公共施設等の統廃合
- ・複合化、集約化、転用による機能の確保

#### ③コスト削減の方針

各種取組の実施によるコスト削減

- ・将来更新費の削減
- ・維持管理経費の削減
- ・省エネルギー化による経費削減
- ・多様な主体との連携による財源確保、保有資産の収益化

## 2 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

### (1) 現況と問題点

#### 移住・定住・地域間交流の促進

国内全体の人口が減少していく中、本市においても少子高齢化及び人口減少が進み、様々な問題が生じている。特に若年層の減少は、本市の今後の発展と活性化に向けて深刻な問題であり、個性豊かな活力あるまちづくりを進めていくためには人口対策は不可欠である。

地域を支える市民の定住、市外からの移住を促進することが、本市の様々な分野の振興にとって重要な課題となっており、併せて若者の交流事業を積極的に推進し、若者の定住促進を図る必要がある。

また、地域の担い手が少なくなっている中、関係人口の創出・拡大を図ることは、地域の担い手の確保に繋がるとともに地域住民との交流により新たな価値の創出につながることから、地域間交流の促進を図る必要がある。現在、国内で友好姉妹都市などと地域間交流を行い、青少年の派遣事業などを実施しているが、今後は、地域の資源を活かしたグリーン・ツーリズムの普及をさらに図り、既存施設や民間施設を有効に利用し、体験学習を目的とした修学旅行の誘致や都市部からの農山漁村宿泊体験など、農山漁村を満喫できる体験メニューを開発し、交流者の増加を図るなどの試みが求められている。

地域おこし協力隊制度等の外部人材を活用し、地域の課題解決と定住・定着をさらに図るとともに、本市の空き家が増加している中、地域に残された空き家を有効な資源ととらえ活用することで移住定住の促進を図る必要がある。

また、デジタル化の加速により、テレワークが普及する中、自治体と地元住民が連携して、サテライトオフィスやワーケーションを誘致することで、地域と企業、個人のつながりができ、関係人口を増やし、さらには移住定住人口の増に繋がれる可能性がある。

#### 人材育成

本市では、少子高齢化及び人口減少が進む中、地域コミュニティの機能低下などの問題が生じてきており、地域コミュニティ、NPO及び地域リーダーなどが協働で地域課題の解決に取り組む必要がある。また、地域コミュニティを構成する様々な主体の参画を得て地域の将来像について地域全体で合意形成を図り、地域において中核的な人材であるリーダーなどの育成を図る必要がある。

さらに、本市と青森県平川市の将来を担う中学生及び高校生が相互に交流体験をする「青少年国内派遣事業」においては、相互に異なる文化や習慣に触れることで、郷土の素晴らしさを再認識し、広い視野と豊かな感性が育っていくものと思われる。そのことが、青少年活動の一翼を担う人材の育成となり得る。

また、「南九州市・北九州市子ども交流事業」においては、相互に訪問することで、両市の豊かな自然や歴史、産業の学びをとおして、将来を担う人材の育成につなげていくことを目的としている。

**(2) その対策****移住・定住・地域間交流の促進**

- ① 受け皿となる魅力ある就業の機会を確保するため、新たな企業の誘致や既に誘致した企業の工場増設などに対する支援と焼酎産業・仏壇産業などの地場産業の振興を図る。また、農畜産物の加工開発による起業化を推進する。
- ② 人口維持対策として、市内への住宅建築を促進するため、マイホーム取得支援事業など定住促進事業への取組を強化する。  
昨今、地方への移住について関心が高まっている中、移住を検討するそれぞれの段階ごとに寄り添った施策を展開する。
- ③ 若者が自主的に交流できる場の提供、男女の出会いの場の創出などの住民活動を支援する。
- ④ 移住・定住を希望する方に対して一元的に対応できる相談窓口を設置する。
- ⑤ 友好交流都市などとの交流の充実を図り、産業・経済・文化・教育・観光などの交流を進める。
- ⑥ デジタル社会に対応した、サテライトオフィス、ワーケーションの推進を図る。
- ⑦ 幼少期から地元の良さに気付いたり、住みやすさを感じたりすることのできる体験や活動を数多く実施する。
- ⑧ 空き家の有効活用を図るため空き家バンクの情報発信・中古住宅購入への支援等の取組を強化する。
- ⑨ 移住者及び外国人労働者を受け入れるための空き家の利活用策を検討する。

**人材育成**

- ① NPOや集落支援員との連携により、地域コミュニティ活性化の推進的役割を担うリーダーや主体的・積極的に地域活動に参加する地域住民の発掘、育成に努める。
- ② 体験学習等の受け皿となる市ツーリズム協議会会員の資質向上に向けた研修等を実施する。

**【数値目標】**

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
交流都市等との交流事業参加者数 <sup>※1</sup>	54人/年 <sup>※1</sup>	150人/年
お試し居住利用者数 <sup>※</sup>	37人/年 <sup>※1</sup>	50人/年
子育て転入世帯家賃応援補助件数 <sup>※</sup>	39件/年 <sup>※1</sup>	50件/年
マイホーム取得支援事業補助件数 <sup>※</sup>	69件/年 <sup>※1</sup>	80件/年
移住促進事業による相談件数	17件/年 <sup>※2</sup>	30件/年
移住促進住宅の整備件数	一件/年	6件/年
教育旅行民泊受入施設数 <sup>※</sup>	34家庭/年 <sup>※1</sup>	40家庭/年
教育旅行民泊利用者数 <sup>※</sup>	203人/年 <sup>※1</sup>	250人/年
南九州市・北九州市子ども交流事業 <sup>※</sup>	50人/年 <sup>※1</sup>	60人/年

※1 令和6年度実績 ※2 令和7年7月時点

**(3) 計画**

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進, 人材育成	(2) 地域間交流	グリーンツーリズム推進事業	ツーリズム協議会	
		友好姉妹都市等交流推進事業	南九州市	
		青少年国内派遣事業	実行委員会	
		南九州市・北九州市子ども交流事業	南九州市	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業	マイホーム取得支援事業 〔事業内容〕 住宅取得等を行う者に対して補助金を交付する。 〔必要性〕 人口減少が課題となっている中、移住定住の促進には、住宅取得補助は必要である。 〔事業効果〕 市内への移住定住、自治会・市内経済の活性化が図られる。	南九州市	
		移住促進事業 〔事業内容〕 本市への移住・定住者の増加を図るため、移住相談窓口の設置や、移住者獲得のための各種施策に取り組む。 〔必要性〕 移住検討者のニーズに寄り添うための相談窓口の設置や、活用可能な潜在空き家等、移住を後押しするための情報発信は必要である。 〔事業効果〕 市内への移住定住、自治会・市内経済の活性化のほか、空き家の利活用が図られる。	南九州市	
		移住促進住宅整備事業 〔事業内容〕 移住者及び外国人労働者の住まいを確保するために、空き家を活用した住宅の整備を行う。 〔必要性〕 人口減少が課題となっている中、子育て世帯及び雇用人材の確保するためには、住宅の整備は必要である。 〔事業効果〕 市内への移住定住、自治会・市内経済の活性化のほか、空き家の利活用が図られる。	南九州市	

**(4) 公共施設等総合管理計画との整合**

本計画では、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### 農林水産業

本市の基幹産業である農業は、茶や園芸作物、畜産など県内でも有数の一大産地を形成している。

農業においては、農業従事者の高齢化、後継者不足、若者の流出、輸入自由化の圧力、環境問題など厳しい経営環境に直面している。一方、消費者の健康志向が高まる中で、安心・安全な農産物に対する需要が急増しており、これらに対応した農業の展開を図る必要がある。

また、本市の農業振興のためには、土地基盤の整備や生産施設の近代化を積極的に推進するとともに、担い手への農地の流動化、集積による経営規模拡大や、先端技術を導入した生産方式の合理化を行い競争力のある農業生産の確立を目指す必要がある。また、農業開発研修センターや農業公社等を活用し、後継者の育成に取り組む必要がある。

畜産については「肉用牛」、「乳用牛」、「養豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」などの多種多様な経営形態があるが、他部門同様に後継者不足が課題となっており、ヘルパー制度の導入や低コスト化、飼養管理の徹底を進める必要がある。また、家畜排せつ物の適正な処理を行い、耕畜連携により資源循環型農業を推進する必要がある。

林業については、木材需要は増加傾向にあるものの、林業従事者の高齢化や後継者不足など、林業を取り巻く環境は依然として厳しい。しかし、森林のもつ国土保全、水資源涵養、地球環境保全等の機能のほか、教育・文化・保健・憩いの場としての公益的機能が見直されつつあり、長期的展望に基づいた森林整備を行う必要がある。今後、林道、林業専用道、森林作業道等の生産基盤整備及び機械導入により、山林の保育・生産面の管理を行いやすくし、一層の林道及び作業路等の整備や高性能林業機械の導入を進め、森林資源を有効に活かすため、森林経営管理制度を活用するなど、再造林や間伐・保育等の森林施業の着実な実施を目指す必要がある。また、本市は20kmに及ぶ海岸線を有するため、農地を塩害から守る松林が整備されており、松林が農地保全及び景勝の面で活用されていることから、松くい虫による立ち枯れ被害は減少傾向にあるものの、今後も引き続き松林の保護・保全を継続する必要がある。

水産業については、南薩地方の近海を主漁場とする、アジ類・タイ類・イセエビ等を対象とした一本釣、刺網漁業のほかに、河川でアユなどを対象とした内水面漁業が営まれている。しかし、経営規模が零細で、漁業資源の減少や魚価の低迷、燃料の高騰、さらには漁業従事者の高齢化や後継者不足など漁業経営を取り巻く環境は厳しいものがある。このため、資源の減少に対応して、資源回復のためのマダイやヒラメなどの放流事業やイカ柴投入事業などを推進するとともに、消費者のニーズに合った漁業及び加工業の推進に努め、円滑な流通販売を促進するための基盤整備が必要である。また、沿岸地域においては、温暖な気候を求めてブリの人工種苗生産等の陸上養殖への参入がみられ、今後の発展が期待される。

本市の基幹産業である農林水産業を維持・発展させていくためには、後継者やUターン・Iターン者等に対する就農環境の充実や集落営農の推進などの多様な担い手づくりを推進していく必要がある。

##### 地場産業

本市には、基幹産業である「お茶」の製茶業、「さつまいも」を主原料とする焼酎製造業や全国的にも知名度の高い仏壇製造業などの伝統ある地場産業があり、地域経済の振興や雇用の創出の場

として大きな役割を担っている。製茶業については、小規模で老朽化した茶工場がみられるため、製茶工場の再編対策が急務となっている。また、統一ブランド「知覧茶」の銘柄確立と消費拡大を図る必要がある。

焼酎製造業については、原料となる「さつまいも」や良質の水源地など焼酎製造に恵まれた環境であるため、地の利を活かした地場産業としての体制づくりが必要である。

また、仏壇製造業においては「川辺仏壇」として長年培われた技術や技法が認められ、国の伝統的工芸品の指定を受けている。さらには、仏壇以外の装飾品や日用品などの製品や特産品を生み出すなど、新産業の創出の可能性が期待されている。

### 企業誘致

企業の立地は、雇用機会の確保や定住促進に大きな役割を果たしており、地域経済の発展に大きく貢献している。本市は、地理的に南薩の中心部に位置し、南薩縦貫道の全線開通に伴いアクセスが向上していることから、更に立地環境基盤の整備に努めるとともに、立地企業への優遇措置などの施策を充実させ、今後、成長が期待される産業分野の企業や地域資源を活用した企業などの誘致・立地の推進を図る必要がある。

### 起業促進

本市は、薩摩半島の南端に位置するため、市場への輸送コストなどの問題により製造業などの新たな起業は難しいことが推測されるため、原料となる地域の農林水産資源を活かした農業の6次産業化の取組を推進する必要がある。

### 商業

本市には、それぞれ地域拠点の核となる商店街が形成されているが、大型商業施設の出店やECの台頭、経営者の高齢化による後継者問題などにより、空き店舗が増加し、商店街の魅力を損なっていくスパイラルが生じている。

そのため、利用者ニーズに応じた地域に密着したサービスの提供や利用しやすい商店街の形成、環境変化への対応に努め、地域活力の源である商店街の活性化と再生を図る必要がある。

商業については、消費者ニーズの多様化、車社会による購買活動の広範囲化により、地域間競争が激しくなる中、近隣及び鹿児島市内の大規模店舗進出、設備拡大が相次ぎ、客の流出に拍車がかかり、地元商店街に多大な影響を与えている。また、商店街は道路改良等の環境整備が図られてきたが、飲食料品、日用雑貨品等の零細な個人経営店舗が中心で、業種構成、店舗配置にも統一性がなく、消費者にとっては魅力に乏しい状況にある。特にキャッシュレスなどの消費者ニーズの高度化、多様化に対応した品揃え、サービスが求められるほか、事業主の高齢化や後継者不足、業態の画一性、駐車場の整備も課題となっている。

### 観光及びレクリエーション

本市には、恵まれた自然や歴史・文化遺産を背景にした観光施設が数多くあるが、それぞれでは景気動向や観光ニーズの変化などへの対応が厳しく、また、通過型の観光施設であるため観光客の集客力、消費への大幅な増加にはつなげられていない。

今後は、集客数だけではなく「稼げる観光」に着目し、市ならではの観光資源を活かしながら、近年の個性化・多様化する観光ニーズに的確に対応した観光の推進を図る必要がある。

また、本市には歴史ある祭りやイベントがあり地域の賑わいを創出しているが、イベント運営に

携わる人材は減少傾向にある。今後は、後継者等の人材育成と平行しながらイベントの内容について検討していく必要がある。また、都市部を含めた地域交流や関係人口に着目した事業に取り組み、地域経済の活性化を図る必要がある。

## (2) その対策

### 農林水産業

- ① 良好な農地の形成や美しい農村景観を維持するとともに、「南の食料供給基地」として、農地の有効活用や農業基盤づくりに努め、策定された地域計画の実現に向けた取り組みを進める。
- ② 農作業の省力化によるコスト低減や生産性向上を図るため、各種補助事業や融資事業などを導入しながら農作業の機械化や生産施設の整備を促進し、産地の収益力強化を図る。
- ③ 農業後継者や新規就農者などへの支援対策を行うとともに、認定農業者や集落営農組織の確保・育成を促進し、本市の農業の維持・発展を図る。
- ④ 激化する産地間競争などに対処するため、地域資源を活かした「南の食料供給基地」として、農産物のブランド化や高付加価値化を積極的に推進し、PR活動・マーケティング戦略を展開する。
- ⑤ 安心・安全を求める消費者ニーズに的確に対応するため、トレーサビリティシステムの構築など生産者の顔が見える販売体制を確立し、消費者に信頼される産地づくりに努める。併せて環境に配慮した農業振興を推進するため、化学農薬及び化学肥料の削減に向けた取組、耕畜連携による資源循環型農業の推進や農業用廃棄物の適正処理、農薬飛散防止対策の徹底を図る。
- ⑥ 畜産経営の基盤強化を図るため、担い手の確保・育成、低コスト化や省力化による経営体質の強化及び流通・販売体制の強化を推進する。
- ⑦ 飼料自給率の向上や生産コストの低減、農地の有効活用、資源循環型農業の確立や環境保全などを実現するため、耕畜連携、稲わら等の確保・利用などを推進するとともに、飼料生産支援組織の育成による増産体制を確立し、自給飼料生産の拡大を図る。
- ⑧ 家畜伝染性疾病などの発生を阻止するために、各関係機関と緊密に連携を取りながら、自衛意識の高揚、それに伴う予防接種率及び衛生管理技術の向上を推進する。
- ⑨ 森林の持つ多面的機能を発揮するために、担い手の確保・育成、森林の基盤整備や低コスト化への取組が重要であることから、施業の集約化を図るとともに、林道、林業専用道、森林作業道等の林内路網を計画的に整備し、林業機械を活用した作業システムの導入により、生産性を向上させる取組を進める。
- ⑩ 資源として利用可能な森林が増加しつつある中で、森林の健全性を確保するため、森林の現況や森林所有者の意向を踏まえ、長期的視点に立って目標に即した効率的な間伐を推進する。
- ⑪ 間伐材などの生産をとおして、森林所有者への利益を還元し、施業意識を喚起していくことが重要であることから、流通、加工の各段階でのコスト削減を進め、収益性の向上を図る。また、間伐材の需要増大を図るため、さまざまな分野での木材の利用を促進する。
- ⑫ 農地の塩害を防止する松林について、松くい虫防除対策などにより保護・保全対策を推進する。
- ⑬ 枝物やまき、木炭など特用林産物の生産を推進し、産地づくりを促進する。
- ⑭ 漁業資源の減少、魚価の低迷、後継者不足への対策として、放流事業の実施やイカ柴投入事業を推進し、つくり育てる漁業への取組や、地域内の優れたリーダーとなる人材の育成により、魅力ある漁業を推進する。

### 地場産業

- ① 茶業振興会活動の強化及び茶工場などの実践的生産組織の育成と活動強化を図る。
- ② 「知覧茶」ブランド力の強化を図るとともに、新たな消費者層の開拓と販売チャンネルの拡大など茶流通の高度化を推進する。
- ③ 催事やアンテナショップ販売などを積極的に推進し、地域特産品などの販売に努める。
- ④ 伝統的工芸品である川辺仏壇産業をサポートするとともに、新たな販路開拓や他産業との連携を推進する。

### 企業誘致

- ① 関係機関との連携により情報収集及び情報発信を行い、企業への優遇制度の充実やソフト面の支援をさらに充実させ、積極的に企業誘致活動を展開し、市の発展と雇用の拡大を図る。

### 起業促進

- ① 都市と地方の格差拡大に対応するため、基幹産業である農業と連携する新商品の開発など新たな取組を展開する。
- ② 商標登録や生産履歴による商品の安心対策を推進する。

### 商業

- ① 地域住民が身近に感じ、利便性の高い商店街を形成するため、駐車場、街路灯、休憩所等の共同施設を整備する。
- ② 商店街等に点在する空き店舗を利用し、新たな事業の実施拠点の整備や不足業種の補完に対して支援するとともに、小規模事業者の経営を受け継ぐ「後継者」支援策を検討する。
- ③ 地元商工業者の核となる商工会や金融機関と連携し、各事業者の経営安定を図るとともに、創業や事業承継に対するの支援対策を充実する。

### 観光及びレクリエーション

- ① 観光資源の柱である知覧武家屋敷群と知覧特攻平和会館のさらなる誘客を推進するとともに、市内の新たな観光資源を掘り起こし、滞在時間の拡充を図る。また、広域的に他の観光拠点との連携を密にする。
- ② 体験型観光や農山漁村宿泊体験に関する環境を整備するとともに、宿泊施設の整備、誘致をサポートし、多様化するこれからの観光に対応する。
- ③ 新たなお土産品や食品を開発するなど、地域の基幹産業である農業と観光の経済的なつながりを推進する。
- ④ 市民の一体感を醸成するため、市民が参加し交流が深まるイベント・祭り、生涯学習、ボランティア活動、スポーツ活動などをおとした市民同士の交流や団体間の交流機会の充実を図る。

## 【数値目標】

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
認定農業者数	736人 <sup>※1</sup>	740人
新規就農者数	7人/年 <sup>※1</sup>	11人/年
農産物販売促進活動件数	15件/年 <sup>※1</sup>	20件/年
かごしまブランド団体認定数	6団体 <sup>※1</sup>	8団体
自給粗飼料収穫委託面積	204ha <sup>※2</sup>	224ha
荒茶生産量全国シェア	17.5% <sup>※1</sup>	18%
農業研修生受入者数	4人/年 <sup>※1</sup>	3人/年
林業就労改善対象者数	16人/年 <sup>※1</sup>	17人/年
立地協定の締結件数	1件/年 <sup>※1</sup>	3件/年
市内観光施設入込数	1,222,240人/年 <sup>※1</sup>	1,300,000人/年
観光体験受入人数	7,406人/年 <sup>※1</sup>	8,000人/年

※1 令和6年度実績 ※2 令和7年7月時点

## (3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	基幹水利施設管理事業（一般型）西部地区	南九州市	
		水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）西部地区	南九州市	
		多面的機能支払交付金事業	南九州市	
		かごしまの農業未来創造支援事業	南九州市	
		調査設計事業	南九州市	
		畑の郷 水土利館管理運営	南九州市	
		活性化施設霜出げんき館管理運営	南九州市	
		ふれあい保全活動促進施設（ふれあい交流館）管理運営	南九州市	
		水利施設管理強化事業（一般型）	南九州市	
		国営かんがい排水事業 負担金	国 (九州農政局)	
		畑地帯総合整備事業（担い手支援型）南薩地区 負担金	鹿児島県	
		水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）第一南薩地区 負担金	鹿児島県	
		水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）第二南薩地区 負担金	鹿児島県	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）第三南薩地区 負担金	鹿児島県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 南薩中央地区 負担金	鹿児島県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 第二南薩中央地区 負担金	鹿児島県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 前原池	南九州市	
		土地改良施設維持管理適正化事業 負担金	南薩土地改良区	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 負担金	南薩土地改良区	
		市単独土地改良事業等補助	一部事務組合	
		農村地域防災減災事業（用排水）（大隣地区）負担金	鹿児島県	
		通作条件整備（一般農道・樹園地等型）農地整備事業（通作・畑網） （知覧中部一期地区）負担金	鹿児島県	
		【農村整備】農地整備事業（通作・一般）農道・集落道整備（高度化型） （松山地区）負担金	鹿児島県	
		【農村整備】農地整備事業（通作・保全）農道・集落道整備（強靱化型）（南九州地区）負担金	鹿児島県	
		通作条件整備（一般農道・樹園地等型）農地整備事業（通作・畑網）（穎娃西部地区）負担金	鹿児島県	
		農業競争力強化農地整備事業 （中山間地域型）経営体育成基盤整備事業 （下山田地区）負担金	鹿児島県	
		水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型） 井手元地区	鹿児島県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 （藤野原地区） 負担金	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業（ため池）負担金	鹿児島県	
		農地整備（調査計画）事業	鹿児島県	
		水利施設等保全高度化（調査計画）事業	鹿児島県	
		県営農村地域防災減災（調査計画）事業	鹿児島県	
		団体営農村地域防災減災（調査計画）事業	南九州市	
南九州市畜産振興会補助	生産者団体			
資源リサイクル畜産環境整備事業	民間			

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	6次産業化サポート事業	民間	
		熊ヶ谷放牧場施設改修事業	南九州市	
		中山間地域等直接支払推進事業	南九州市	
		農業制度資金利子補給事業	南九州市	
		地域農業再生協議会補助	各地域農業 再生協議会	
		活動火山周辺地域防災営農対策事業 茶・野菜・花き 被覆施設・洗浄施設	生産者団体	
		環境保全型農業直接支援対策事業	生産者	
		かごしまの農業未来創造支援事業	生産者団体	
		鳥獣被害防止対策事業	鳥獣被害対 策協議会	
		遊休農地等活用条件整備事業	南九州市	
	林 業	台風等被害対策事業	生産者	
		森林整備地域活動支援交付金事業	かごしま 森林組合	
		治山・林道施設維持事業	南九州市	
		万之瀬川水源かん養林対策事業	かごしま 森林組合	
		松林保全事業	南九州市	
		市有林管理事業	南九州市	
		森林経営管理推進事業	南九州市	
		林道八反畑桑代線開設事業 L=1567m W=3.6m	南九州市	
		県営公共治山事業負担金 復旧治山事業(小谷地区)	鹿児島県	
		県営公共治山事業負担金 保安林緊急改良事業(小松崎地区)	鹿児島県	
		林道大谷山内ヶ谷線開設事業 L=6,000m W=4.0m	鹿児島県	
		県営公共治山事業負担金 林地荒廃防止事業(後岳下地区)	鹿児島県	
		活動火山周辺地域防災林業対策事業 (原木しいたけ, 枝物)	生産者団体	
		かごしまの竹で育む産地づくり事業 (たけのこ, 竹材)	生産者団体	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	かごしまの特用林産物産地づくり事業 （原木しいたけ、枝物、木炭・竹炭、その他 きのこ類など）	生産者団体		
		水産業	パイロット放流事業	かいゑい漁 業協同組合	
	水産振興事業		南九州市水 産振興会		
	魚族繁殖放流事業		川辺広瀬川漁 業協同組合		
	(3) 経営近代化施設 農業	国産農畜産物供給力強靱化対策事業	生産者団体		
		強い農業づくり総合支援交付金事業	生産者団体		
		強い農業づくり交付金事業	生産者団体		
		担い手育成対策事業	南九州市		
		産地生産基盤パワーアップ事業	生産者団体		
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業	生産者団体		
		園芸機械施設等支援事業	生産者		
		(4) 地場産業の振興 技能習得施設	南九州市農業公社強化事業	南九州市農 業公社	
	川辺農業経営基盤確立研修施設管理運営事業		南九州市		
	試験研究施設 生産施設 流通販売施設		農業開発研修センター管理運営事業	南九州市	
			持続的生産強化対策事業（防霜ファン設置）	茶業振興会	
			やすらぎの郷管理運営事業	南九州市	
	茶流通拠点施設整備推進事業		南九州市		
	(5) 企業誘致		三本松工業団地管理事業	南九州市	
		企業立地推進事業	南九州市		
		(6) 起業の促進	商工振興資金利子補給事業	商工会	
	(7) 商業 その他		商工振興事業	商工会	
		移動スーパー事業支援	中小企業者		
		地域資源活用事業	中小企業者		

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(7) 商業 その他	企業の稼ぐ力支援事業補助金	中小企業者		
		商店街課題解決等事業	商店会		
		創業・事業承継等事業	中小企業者		
		就労環境整備による若者等雇用促進事業	中小企業者		
	(9) 観光又はレ クリエーション				
		パンフレット制作事業	南九州市		
		アウトドア事業	南九州市		
		観光施設管理事業	南九州市		
		武家屋敷活用事業	南九州市		
		岩屋公園施設整備事業	南九州市		
		知覧平和公園施設整備事業	南九州市		
		アグリランドえい施設整備事業	南九州市		
		颯娃運動公園施設整備事業	南九州市		
		オートキャンプ森のかわなべ施設整備事業	南九州市		
		普通公園施設整備事業	南九州市		
		オートキャンプ森のかわなべ維持管理事業	南九州市		
		アグリランドえい維持管理事業	南九州市		
		都市公園維持管理事業	南九州市		
		社会資本整備総合交付金事業施設整備事業 （都市公園）長寿命化，バリアフリー対策	南九州市		
		普通公園維持管理事業	南九州市		
		岩屋公園維持管理事業	南九州市		
		塘之池公園維持管理事業	南九州市		
		塘之池公園施設整備事業	南九州市		
		諏訪運動公園施設整備事業	南九州市		
	知覧平和公園維持管理事業	南九州市			
	諏訪運動公園維持管理事業	南九州市			
	社会体育施設公園維持管理事業	南九州市			
	都市公園施設整備事業	南九州市			
	颯娃運動公園維持管理事業	南九州市			
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業				
		仏壇産業後継者育成事業 〔事業内容〕 仏壇制作の後継者に対して，毎月3万円を修業期 間としての4年間，資金を貸与する。 〔必要性〕 国伝統的工芸品「川辺仏壇」存続のため必要であ る。 〔事業効果〕 川辺仏壇制作の職人が育成されている。	南九州市		

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	（10）過疎地域持続的発展特別事業	川辺仏壇振興事業 〔事業内容〕 川辺仏壇産業の産地保全に対する補助 〔必要性〕 金仏壇の需要低迷を受け、国指定の伝統的工芸品である川辺仏壇の販路拡大、技術承継、後継者育成に取り組む必要がある。 〔事業効果〕 仏壇産業の振興が図られる。	仏壇協同組合	
		イベント開催事業 〔事業内容〕 毎年開催される旧町における象徴的な地域イベントに対する事業負担金 〔必要性〕 地域イベントの開催は、市の活性化はもちろんのこと、主催する人たちのイベント成功に対する達成感や対人、人材育成にも繋がるため必要である。 〔事業効果〕 地域全体の活性化・人材育成が図られる。	南九州市	
		農林水産資源を素材とした観光活用事業 〔事業内容〕 田んぼアート制作に対する補助 〔必要性〕 農業資源を観光素材として捉え、誘客促進を図るために必要である。 〔事業効果〕 田んぼアート見学に訪れる観光客等が、近隣の観光施設や飲食店等を周遊することで観光消費に繋がっていく。	南九州市	
		市野菜価格安定対策基金造成事業 〔事業内容〕 野菜価格下落時補填金に係る基金への積立負担金 〔必要性〕 農業者の経営安定を図るために必要である。 〔事業効果〕 野菜価格下落による収入減少の補填がなされ、安定的な農業継続が図られる。	野菜価格安定資金協会	
		鳥獣被害対策実践事業 〔事業内容〕 有害鳥獣による農作物等への被害防止・軽減対策に係る各種補助 〔必要性〕 農作物の安定出荷及び農家の経営安定を図るために必要である。 〔事業効果〕 寄せ付けない対策の実施により、農作物等への被害防止・軽減が図られる。	鳥獣被害防止対策協議会	
		有害鳥獣捕獲事業 〔事業内容〕 有害鳥獣捕獲者に対する捕獲活動に係る経費補助 〔必要性〕 農作物の安定出荷及び農家の経営安定を図るために必要である。 〔事業効果〕 捕獲活動の実施により、農作物等への被害防止・軽減が図られる。	猟友会	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	（10）過疎地域持続的発展特別事業	<p>出品茶対策事業</p> <p>〔事業内容〕 茶品評会出品者への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 銘柄確立のために継続した出品が必要である。</p> <p>〔事業効果〕 出品をすることにより，市内外に「知覧茶」が浸透し銘柄確立が図られる。</p>	茶業振興会	
		<p>持続的生産強化対策事業（新植・改植等）</p> <p>〔事業内容〕 茶園の新植・改植・防霜施設等を行う管理者への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 継続的な茶業振興を図るためには，高齢化した茶園更新等が必要である。防霜施設の新規防霜施設設置並びに老朽化した施設を機能向上し経営の安定を図る。</p> <p>〔事業効果〕 茶園の若返りにより，収量の増加が見込まれ経営の安定化が期待できる。防霜により，霜害を回避でき経営の安定化が期待できる。</p>	茶業振興会	
		<p>南九州市茶業振興会事業補助</p> <p>〔事業内容〕 南九州市茶業振興会への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 茶業振興を図るうえで核となる団体の育成・維持するために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 団体を維持することで，統一的な茶業振興が図られ産地形成の継続が期待される。</p>	茶業振興会	
		<p>茶消費拡大特別対策事業</p> <p>〔事業内容〕 南九州市茶業振興会が取り組む茶消費拡大対策事業への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 茶の消費拡大対策として「知覧茶」のPR活動を維持するために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 PR活動で「知覧茶」の知名度向上を図り，持続的な産地形成が期待される。</p>	茶業振興会	
		<p>農林技術員連絡協議会補助</p> <p>〔事業内容〕 南九州市農林技術連絡協議会への運営補助</p> <p>〔必要性〕 栽培技術や経営技術指導の一元化を図るために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 各組織・団体からなる部会の活発な活動展開により，本市農林業の発展が図られる。</p>	農林技術員 連絡協議会	
		<p>農業人材育成事業</p> <p>〔事業内容〕 新規就農者等への奨励金交付等各種支援の実施</p> <p>〔必要性〕 将来の農業担い手の確保・育成を図るために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 各種支援策を実施することにより，将来の農業担い手となる青年等就農者の確保・育成が図られる。</p>	認定新規就農者	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	（10）過疎地域持続的発展特別事業	収入保険加入補助 〔事業内容〕 収入保険に係る掛け捨て保険料の一部助成 〔必要性〕 農業者の経営安定に資するために必要である。 〔事業効果〕 保険料の一部助成により、自然災害等による収入減少の補填がなされ、安定的な農業継続が図られる。	生産者	
		林業就労改善推進事業補助 〔事業内容〕 社会保険等に対する保険料の一部助成 〔必要性〕 森林作業従事者の確保及び育成のために必要である。 〔事業効果〕 森林作業従事者の確保及び育成が図られことにより、持続的な森林整備の推進が図られる。	かごしま 森林組合	
		青年農業者活動事業補助 〔事業内容〕 青年農業者組織への運営補助 〔必要性〕 地域農業のリーダーを育成するために必要である。 〔事業効果〕 青年農業者への活動支援により、多様な担い手の確保・育成が図られる。	生産者団体	
		農産物流通対策事業 〔事業内容〕 各種協議会・団体等への運営補助及び負担金 〔必要性〕 地域農業振興と農家の経営安定を図るために必要である。 〔事業効果〕 農産物のブランド化・高付加価値化の推進により、本市農産物の有利販売が図られる。	生産者団体	
		畜産クラスター事業 〔事業内容〕 畜産経営体の施設整備や機械導入に対する事業補助 〔必要性〕 畜産農家の収益性向上と経営の安定を図るために必要である。 〔事業効果〕 労力の低減や飼養規模の拡大・競争力の強化が期待できる。	民間	
		鶏卵価格安定対策事業 〔事業内容〕 卵価安定基金加入農家の補填金積立金の一部助成 〔必要性〕 採卵鶏農家の経営安定を図るために必要である。 〔事業効果〕 積立金の一部助成により、鶏卵価格下落時の採卵農家の経営継続が図られる。	生産者団体	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	（10）過疎地域持続的発展特別事業	畜産環境改善衛生対策事業 〔事業内容〕 土着菌等有用資材販売価格の控除額に対する助成 〔必要性〕 土着菌を活用した良質堆肥の製造・利用を図るために必要である。 〔事業効果〕 土着菌を活用した良質堆肥の利用促進により、資源循環型農業が推進される。	生産者団体	
		豚伝染病対策事業 〔事業内容〕 防疫対策に要する経費に対する一部助成 〔必要性〕 豚の伝染病予防及び被害の甚大化防止・清浄化を図るために必要である。 〔事業効果〕 豚の悪性伝染病予防・蔓延防止に繋がるとともに、畜産経営の安定が図られる。	生産者団体	
		生産牛増頭対策事業 〔事業内容〕 優良繁殖素牛導入に要する経費に対する一部助成 〔必要性〕 優良繁殖素牛を市内に確保するために必要である。 〔事業効果〕 優良繁殖素牛を市内に保留することにより、優良子牛の生産及び市内肉用牛の銘柄確立・振興が図られる。	肉用牛生産者	
		酪農ヘルパー利用組合負担金 〔事業内容〕 酪農ヘルパー利用組合への運営補助 〔必要性〕 酪農農家のゆとりある生活と畜産経営の安定的発展をするために必要である。 〔事業効果〕 ヘルパー制度を活用することにより、利用者の負担軽減が図られ、ゆとりある生活に繋がる。	生産者団体	
		肉用牛ヘルパー利用組合補助 〔事業内容〕 肉用牛ヘルパー利用組合への運営補助 〔必要性〕 肉用牛農家のゆとりある生活と畜産経営の安定的発展をするために必要である。 〔事業効果〕 ヘルパー制度を活用することにより、利用者の負担軽減が図られ、ゆとりある生活に繋がる。	生産者団体	
		広域観光協議会負担金 〔事業内容〕 インバウンド誘客など単独では効果が発揮されにくい事業を広域で取り組む。 〔必要性〕 広域連携により、事業規模等が充実し、高い効果が図られるため必要である。 〔事業効果〕 広域連携により観光誘客の向上が図られる。	南九州市	

**(4) 産業振興促進事項**

## i. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
南九州市内全域	製造業, 旅館業, 農林 水産物等販売業, 情報 サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

- ii. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
上記「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

**(5) 公共施設等総合管理計画との整合**

本計画は、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

市内ではインターネット接続が日常生活に不可欠な社会基盤となっており、固定回線・モバイル通信を問わず広く利用されている。現在、光回線による高速通信サービスは市内全域への整備が概ね完了しているが、一部の山間部や集落では通信速度や安定性に課題が残っている。また、5G など、次世代通信技術の活用が進む中で、災害時にも安定した通信が確保できる地域ネットワークの構築が求められている。

地域運営の情報伝達手段としては、従来の防災行政無線に加え、スマートフォンの緊急速報、LINE 公式アカウントや防災アプリなど、デジタル手段を組み合わせた多層的な情報発信が広がっている。一方で、高齢者やデジタル機器の利用に不慣れな住民に対しては、ICT リテラシーの格差（デジタルデバイド）を解消する取り組みが必要である。

さらに、行政のデジタル化が進展し、マイナンバーカードを活用したオンライン申請や行政手続の電子化が普及する中で、市民が安心して利活用できる安全な情報通信環境の整備と、個人情報保護対策の強化が求められている。

### (2) その対策

- ① 市民や事業者がいつでもどこでも安定して利用できる通信環境を確保するため、5G・次世代ネットワークの導入促進、公衆 Wi-Fi の整備などを推進する。また、行政システムや地域ネットワークのセキュリティレベルを向上させ、災害時にも機能する強靱な通信基盤を整備する。
- ② 自治会放送施設や防災行政無線の更新・デジタル化を進めるとともに、スマートフォン通知や SNS を活用した多重伝達体制を構築し、災害・行政情報を迅速に届ける体制を整備する。
- ③ 市民向けのデジタル講習や高齢者支援を通じ、誰もが ICT を安心して使える環境を整備する。また、地域企業・団体と連携してテレワークやリモート学習、オンライン医療など、多様なデジタル活用を推進する。

### (3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設・その他の情報化のための施設	放送施設整備事業	南九州市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 5 交通施設の整備, 交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

本市の道路網は国道2路線, 主要地方道7路線, 一般県道10路線を骨格に, 生活道路としての市道, 農林業生産基盤の農道・林道によって構成されている。中でも市道は国・県道間あるいは集落間の連絡道路としての機能を果たしており, 実延長1,202kmのうち舗装率75.1%, 改良率84.5%となっている。今日の交通量の増加や車両の大型化への対応, 生活道路としての安全性・快適性への対応など計画的な整備が必要である。

道路は, うるおいと活力ある地域社会の形成, 均衡ある地域の発展を図るためには, 最も重要な役割を果たす施設である。とりわけ自動車交通以外に交通手段の少ない本市においては, 道路に対する依存度が高く, 産業の基盤となる基幹道路整備, 日常生活の利便性向上や安全確保のための生活関連道路の整備は必要不可欠である。

高規格道路「南薩縦貫道」が平成29年3月に全線開通し, 人や物の交流促進や産業・観光面での地域経済の活性化をさらに図るため, アクセス向上のための拠点施設や周辺道路の整備が求められる。

本市では, 各支所など主要施設が集合する場所や地域間での移動が困難な区間にコミュニティバス及び予約型乗合タクシーを運行させ, 広域・地域間の路線バスやJRと接続させることで, 市民の利便性向上や交流促進を図っている。しかしながら, 平成23年度をピークに利用者が年々減少していたことを踏まえ, 令和7年10月からはAIを活用した新たな予約型乗合タクシーを運行することとした。今後も運行の効率性及び利用者のニーズの把握に努めたいうえで, 高齢者等の交通弱者の交通手段を引き続き確保していく必要がある。

### (2) その対策

- ① 市内を東西南北に結ぶ幹線道路や交通網の整備を進め, スムーズな交流流動による人や物の「交流」を促進するとともに, 産業面や観光面での地域経済の活性化を図る。
- ② 南薩地域の中心である地理的優位性を活かし, 地域の中核としての役割を担っていくため, 本市と周辺の市を結ぶ広域交通網の整備を促進する。
- ③ 橋梁については, 橋梁長寿命化修繕計画に基づき, 計画に位置づけられた予防的な修繕・架け替えを実施する。
- ④ 地域住民の生活道路である市道・集落道などの整備を進めるとともに, 地域住民と協働し市道の維持管理を推進する。
- ⑤ 地域における地域住民の日常生活の交通手段の確保を図るため, JR, 路線バスなどの公共交通の利用促進と路線存続に努める。
- ⑥ 自家用自動車などの交通手段がない市民に対し, コミュニティバス及び予約型乗合タクシーを運行することにより, 日常生活に必要な交通手段を確保する。
- ⑦ 本市の公共交通の現状を踏まえ, まちづくり, 医療・福祉及び観光振興等の多角的な観点から公共交通の在り方を検討し, 市民・来訪者にとって利用しやすく, 将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築を図る。

#### 【数値目標】

項目	基準値 (現状値)	目標値 (令和12年度)
市道改良率	84.5% <sup>※1</sup>	84.7%
コミュニティバスの利用者数 <sup>※2</sup>	3.49人/便 <sup>※1</sup>	3.58人/便
予約型乗合タクシーの利用者数 <sup>※2</sup>	—	360人/月

※1 令和6年度実績

※2コミュニティバスは「ひまわりバス (拠点間バス)」, 予約型乗合タクシーは「チョイソコひまわり」

(3) 計画

これらの目標を達成するため, 計画を次のとおり定める。

事業計画 (令和8年度~令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備, 交通手段の確保	(1) 市町村道路	雪丸新牧線 改良舗装 L=1,200m W=5.5 (6.5) m	南九州市	
		野崎清水線 改良舗装 L=450m W=5.5 (9.0) m	南九州市	
		小野厚地線 改良舗装 L=500m W=5.5 (6.5) m	南九州市	
		高田大久保線 局部改良 L=1,000m W=4.0 (5.0) m	南九州市	
		中川原今田線外 改良舗装 L=700m W=4.0 (5.0) m	南九州市	
		瀬世松崎線 (宮工区) 改良舗装 L=1,120m W=5.0~7.0m	南九州市	
		中通新町線 舗装 L=310m W=6.0m	南九州市	
		春向川原菌線 改良舗装 L=590m W=5.5 (6.5) m	南九州市	
		塗木浮辺線 舗装 L=350m W=6.0m	南九州市	
		永山菊原線 改良舗装 L=980m W=5.5 (6.5) m	南九州市	
		小長田土谷線 舗装 L=500m W=7.0m	南九州市	
		今村平山六丁線 歩道 L=850m W=2.5m	南九州市	
		瀬世松崎線 (西元工区) 改良舗装 L=1,000m W=5.5 (6.5) m	南九州市	
		長崎荷辛路線 改良舗装 L=1,100m W=4.0 (5.0) m	南九州市	
		平山立石中央線 改良舗装 L=360m W=5.5 (9.25) m	南九州市	
		水成川蓮子線 改良舗装 L=150m W=5.5 (6.5) m	南九州市	
		郡厚地線 舗装 L=600m W=7.0m	南九州市	
		清水小学校線 歩道 L=240m W=2.5m 橋梁工 L=43.7m	南九州市	
		清水横堀線 側溝整備 L=600m W=5.0m	南九州市	
		平山古殿線 改良舗装 L=130m W=5.5 (6.5) m	南九州市	

事業計画 (令和8年度~令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備, 交通手段の確保	(1) 市町村道路	下郡打出口線 舗装 L=150m W=6.0m	南九州市		
		小松ヶ尾線 改良舗装 L=255m W=3.0(4.0)m	南九州市		
		瀬谷大野岳線 局部改良 L=500m W=4.0(5.0)m	南九州市		
		永田原田線 改良舗装 L=700m W=5.5(6.5)m	南九州市		
		木佐貫原下線 改良舗装 L=980m W=5.5(14.5)m	南九州市		
		遠見ヶ尾君野線 (2期) 改良舗装 L=500m W=5.5(6.5)m	南九州市		
		浮辺永里線 (浮辺工区) 舗装 L=650m W=6.5m	南九州市		
		大川耳原線 局部改良 L=1,000m W=4.0(5.0)m	南九州市		
		永田高田線 舗装 L=950m W=5.5(7.0)m	南九州市		
		平山古門線 改良舗装 L=60m W=4.0(5.0)m	南九州市		
		横峯打出口線 改良舗装 L=400m W=5.5(7.0)m	南九州市		
		麓陣ヶ山線 改良舗装 L=1,700m W=5.5(7.0)m	南九州市		
		青戸雪丸線 改良舗装 L=950m W=5.5(7.0)m	南九州市		
		下出馬渡線 改良舗装 L=500m W=5.5(9.25)m	南九州市		
		飯伏池原線 改良舗装 L=200m W=4.0(5.0)m	南九州市		
		市道維持補修整備事業	南九州市		
		道路交通安全施設整備事業	南九州市		
		市道維持局部改良事業	南九州市		
		市道維持業務委託	南九州市		
		橋梁	橋梁修繕事業	南九州市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
		地域間幹線系統確保維持事業 [事業内容] 地域公共交通事業者への補助金交付 [必要性] 生活交通路線維持のため必要である。 [事業効果] バス路線の維持確保により, 通勤・通学の利便性が向上や地域間交流の推進など, 地域住民の福祉向上が図られる。		民間	

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備, 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	地方公共交通特別対策事業 〔事業内容〕 地域公共交通事業者への補助金交付 〔必要性〕 生活交通路線維持のため必要である。 〔事業効果〕 地域の実情に応じて実施する廃止路線代替バスの運行を支援し, 地域住民の日常生活の交通手段の確保が図られる。	民間	
		南九州市コミュニティバス運行事業 〔事業内容〕 拠点間連絡バス・乗合タクシーの運行 〔必要性〕 自ら移動手段を持たない高齢者等を対象に, 生活に必要な最低限の公共交通サービスを確保することは必要である。 〔事業効果〕 公共交通空白地域の解消により, 市内の日常生活行動に対応した移動手段が確保され, 住民福祉の向上が期待できる。	南九州市	
		J R 西穎娃駅管理費 〔事業内容〕 J R から業務委託を受け, 有人駅として管理を継続し, 利用状況の大半を占める高校生の利用促進を図る。また, 観光・イベントなどによる利用促進を図る。 〔必要性〕 市民や高校生の利便性の確保のため, J R 九州, 沿線自治体と連携し, 環境整備に努めるとともに, 利用促進を図り, 路線存続を図る必要がある。 〔事業効果〕 J R 指宿枕崎線の路線存続により, 市民や高校生の利便性の確保が図られる。	南九州市	
		J R 指宿枕崎線利用促進事業 〔事業内容〕 J R 指宿枕崎線を利用して社会見学活動等を行う団体等に対し, 補助金を交付することで利用促進を図る。 〔必要性〕 日本の最南端を走る鉄道路線である J R 指宿枕崎線の利用促進を図り, また, 沿線住民の路線に対する愛着等を促進するために必要である。 〔事業効果〕 利用者のマイレール意識が醸成されるとともに, 利用者の増大が図られる。	南九州市	
		道路愛護作業 〔事業内容〕 自治会等が実施した奉仕作業に対する報奨費の交付 〔必要性〕 道路環境の向上及び道路愛護の啓発を図るために必要である。 〔事業効果〕 道路環境の整備, 道路愛護の奨励及び維持管理費の軽減が図られる。	地域組織等	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備, 交通手段の確保	(10) その他			
		県道 霜出南別府線（南別府工区）負担金	鹿児島県	
		県道 石垣加世田線（松山2工区）負担金	鹿児島県	
		県道 阿多川辺線（田部田工区）負担金	鹿児島県	
		県道 松菌加世田線（上山田工区）負担金	鹿児島県	
		県道 石垣加世田線（川原工区）負担金	鹿児島県	
		県単交通安全施設整備事業	南九州市	道路管理移譲による事業

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### 上下水道

本市の水道は、平成 24 年に策定した「地域水道ビジョン」に基づき、料金の統一並びに、すべての簡易水道を上水道へ移行し、公営企業会計に統一している。普及率も 99%に達し、市民の生活を支える重要なライフラインとして不可欠な基幹施設となっている。

合併以降の人口減少に伴い、水道事業においても給水人口・給水戸数の減少が響き、水道料金収入も減収となっている。

一方、管路・ポンプ設備を含めた水道施設においては、老朽化が進み、中でも管路の漏水修理件数は年々増加し、市民生活に支障をきたしている。合併当時と比べ、管路などの資機材や労務単価の上昇並びに財源不足も重なり、耐震化への更新事業も計画通り遂行できない現状である。

今後、事業を進めるうえでも令和 3 年度よりスタートした「新水道ビジョン」に基づき料金改定を含めた経営基盤の安定化が必要不可欠である。

下水道については、近年の生活様式の変化により、生活排水等による河川等への影響が懸念されるなど環境問題が顕在化している。人口が集中している一部地域については、公共下水道、農業集落排水の整備により環境対策が施されている。新庁舎建設に伴い周辺では宅地化が見込まれ処理区域拡大の検討が必要である。また、人口が密集していない地域については、合併処理浄化槽の設置で環境問題に対処しているが、十分普及していない。

#### 廃棄物処理施設

し尿、ごみ処理については、指宿広域市町村圏組合及び南薩地区衛生管理組合に加入し、収集・処理等を適正に行っているが、施設の経年劣化に伴い維持補修費が増加していることや市域の広さから複数の広域組合及び施設でごみ処理を行っていることから、管理運営経費が二重に必要となっている。経済的かつ効率的な体制の構築を図るとともに、さらなるごみの減量化・分別収集を徹底し、資源ごみ等のリサイクルを図ることで環境保全を推進することが求められている。

#### 火葬場

本市の火葬業務については、穎娃浄楽苑と川辺火葬場において、市直営の施設として適正な管理がなされている。

両施設とも経年劣化による老朽化が著しく、炉の取替等の大規模改修を行ったところであるが、施設の耐用年数や老朽化を考慮し、将来的には統合することが求められている。

#### 消防・防災

消防・防災体制については、常備消防である指宿南九州消防組合と地域の非常備消防及び市内各自治会等で結成されている自主防災組織で構成されている。

近年は、地球環境の変化に伴う気象状況により予測できない多種多様の災害・火災等が発生している一方、地域防災で重要な役割を担う非常備消防団員は、生活・産業構造の変化により地域外・市外へ勤務する者が多くなったため、緊急の際の対応に支障をきたし、他の地区からの応援出動で対応していることが現状である。

消防・防災活動に必要な人員、消防施設・機材等、消防水利などを充実させることや、不測の事態に対応するために常備消防と非常備消防の連携も今後ますます重要となってくる。

また、自治会単位などの自主防災組織の育成・強化を図り、迅速な初期対応を取ることで、被害の拡大を抑制することが必要である。

### 公営住宅

本市においては、良質で利便性の高い住宅建設、民間活力を活用した地域活性化住宅、土地開発公社による宅地造成などを推進してきたが、住民のニーズに十分応え得るまでの整備には至っていない。また、既存の公営住宅については、老朽化の著しいものもあり、長寿命化計画に沿った建て替え等を含め改善対策を講じることが必要となっている。

### 公園

本市には市内全域隔々に7箇所の都市計画公園、31箇所の普通公園が設置されており、市民の憩いの場として、また健康づくりや子育ての場、高齢者の交流の場として活用されている。

市民が安全安心して利用できる公園の維持管理に努めており、公民連携のパークマネジメントの取組なども行っている。

しかし施設の老朽化に伴う更新コストや人件費、資材費高騰に伴う維持管理コストが増大しており、より効率的な管理体制の構築が求められている。また更に人口減少の問題による活用の減少なども見据えた公園の統廃合の検討も必要である。

### 環境保全

地球温暖化が世界的な問題となる中、本市においても公共施設への新エネルギーの導入や省エネルギー対策に取り組んでいる。今後、地球温暖化対策は、ますます重要度が高くなることから、市民と一体となって再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を推進する必要がある。

また、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等に影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全及び空き家等の活用と対策が必要となっている。

### 都市計画

本市の都市計画においては、旧町毎の都市計画区域マスタープランがあるが、まちづくりにおいて、総合計画との整合が取れていないことや、都市計画基本計画であるマスタープランも作成途中であることから、まちづくり計画及び整備に支障をきたしている。

本市においても、人口減少などの問題により、都市のスプロール現象やスポンジ化が進行していることから、将来を見据えてのまちづくり計画を行う必要がある。

## (2) その対策

### 上下水道

- ① 全市域生活排水処理計画に基づき、合併浄化槽設置事業を推進し、普及率の向上を図る。
- ② 南九州市水道事業ビジョンに基づき事業経営の安定化を図る。
- ③ 老朽化の進む施設の改修や水道管の耐震化を図り、安定供給に努める。
- ④ 配水区域施設を結ぶ連絡管を整備し緊急時の給水対策を図る。
- ⑤ 遠方監視システムの整備を促進し、維持管理が容易で危機管理に配慮した水道施設の構築を図る。
- ⑥ 快適な生活と河川などの環境保全のため、市街地や農村地域などの地域特性に応じた生活排水処理対策を図る。

### 廃棄物処理施設

- ① ごみ処理については、環境保全に対する意識啓発や分別収集の徹底によるごみ排出量の削減に努め、再資源化の推進を図る。
- ② それぞれの一部事務組合管内のごみ処理施設を統合、広域化し、新ごみ処理施設の整備促進とあわせて、経済的かつ効率的なごみ処理体制の構築を図る。
- ③ 水質・悪臭・騒音などの環境保全対策を強化し、良好な住環境の維持・向上を図るとともに、

快適な住環境維持のため、美化活動の推進を図る。

- ④ 一部事務組合と連携を図り、廃棄物処理に関する施策全般の統一化に向けて検討する。

### 火葬場

- ① 火葬業務を安定して適正に行うため、施設の改修、補修を行う。
- ② 火葬場の管理運営については、人口減少に伴い火葬量も減少するものと予想されることから、今後、財政負担の軽減を図る観点から、2炉体制による火葬を検討する。
- ③ 本市の火葬場は、潁娃浄楽苑と川辺火葬場の2施設あるが、今後、老朽化に対応するための大規模な改修等の経費負担と、管理運営に係る経費負担等を考慮し、施設の統合を検討する。

### 消防・防災

- ① 地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりを目指すとともに、災害に応じた地域住民の避難訓練などを実施し、災害発生に対して万全の体制を整える。  
また、地域実情に応じた要配慮者や被災者に対する支援体制の整備を重点的・優先的に進める。
- ② 災害時における自主防災組織の必要性を認識してもらい、災害などから地域住民の安全・安心を地域全体で守る体制づくりに努める。
- ③ 消防団組織体制については、各消防後援会など地域と連携を図り、消防団員の確保に努めながら組織の再編等を行い、地域防災力の維持を図る。
- ④ 常備消防については、広域化を積極的に推進するとともに、常備消防と非常備消防の連携強化に努める。
- ⑤ 土砂災害の未然防止や早期復旧などの推進に努め、急傾斜地等の崩壊などによる災害から市民の生命・財産を守る。

### 公営住宅

- ① 多様なニーズに対応した市営住宅の供給に努めるとともに、適正な維持管理を推進し、快適な居住空間を創造する。
- ② 安心・安全な住まいの確保や環境に配慮した省エネ住宅の普及を図る。

### 公園

- ① 公民連携のパークマネジメントの取組を推進する。
- ② 人口減少に伴う活用の減少なども見据え公園の統廃合の検討を行う。

### 環境保全

- ① 公共施設や民間事業所への再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を積極的に推進するとともに、市民や事業者への普及・啓発を図る。
- ② 空き家等の実態調査を実施し、空家等対策計画の策定及び空き家等のデータベース化を図る。
- ③ 空家等対策協議会を設置し、増加抑制策、利活用施策、除去等の対策を講じる。

### 都市計画

- ① 都市計画の基本となるマスタープランや立地適正化計画の策定を行い、本市のまちづくりの将来像を明確にする。
- ② 都市計画区域マスタープラン、用途地域、長期未着手となっている都市計画道路等の見直し等を行い、土地利用の誘導を図る。

【数値目標】

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
再生可能エネルギー導入の公共施設数	11 <sup>※1</sup>	14
汚水処理人口普及率	75.85% <sup>※2</sup>	85.10%

※1 令和7年7月時点 ※2 令和6年度実績

(3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道事業 老朽管更新事業	南九州市	
		水道事業 遠方監視システム整備	南九州市	
		水道事業 施設更新事業	南九州市	
		水道事業 施設新設拡張事業	南九州市	
		水道事業 西木場区域水源地等整備事業	南九州市	
		水道事業 重要施設構造物耐震化事業	南九州市	
		水道事業 重要施設配水管耐震化事業	南九州市	
		水道事業 経営戦略更新策定	南九州市	
		水道事業 水道ビジョン策定	南九州市	
	(2) 下水処理施設 その他	公共下水道事業ストックマネジメント計画策定	南九州市	
		下水道事業 経営戦略更新策定	南九州市	
		下水道事業 台帳システム整備	南九州市	
		下水道事業 事業計画変更策定	南九州市	
		下水道事業 配管管路拡張事業	南九州市	
		浄化槽設置整備事業補助	南九州市	
		地方改善施設整備事業 排水路整備	南九州市	
		(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	指宿広域市町村圏組合負担金 (指宿広域市町村圏組合)	一部事務組合
		南薩地区衛生管理組合負担金	一部事務組合	
		川辺清掃センター解体事業	南九州市	
		市内ごみの収集運搬管理業務	南九州市	
		川辺最終処分場閉鎖事業	南九州市	
	(4) 火葬場	火葬場建物改修・補修	南九州市	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 消防ポンプ自動車, 小型動力ポンプ, 小型動力ポンプ積載車, 防火水槽, 消火栓, 拠点施設	南九州市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	広域消防組合関係事業 (指宿南九州消防組合)	一部事務組合	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅整備事業	南九州市	
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事業	空家等対策事業 [事業内容] 危険な空家等の解体補助金交付 [必要性] 危険な空家等の解体を促進するために必要である。 [事業効果] 老朽化空家等の実態を把握し、生活環境の向上が図られる。	南九州市	
		河川愛護作業 [事業内容] 自治会等が実施した奉仕作業に対する報奨費の交付 [必要性] 河川環境の向上及び河川愛護の啓発を図るために必要である。 [事業効果] 河川環境の維持、河川愛護の推進及び維持管理費の軽減が図られる。	地域組織等	
		自主防災組織資機材購入補助 [事業内容] 自主防災活動に必要な資機材の購入費の一部を補助する。(補助率1/2) [必要性] 自主防災組織の活動を支援するとともに自主防災活動を活性化し、災害による被害を軽減するために必要である。 [事業効果] 自主防災組織の災害等対応能力及び地域の防災意識が向上する。	地域組織等	
		不快害虫対策事業 [事業内容] ヤンバルトサカヤスデの大量発生に伴い、その駆除剤の購入費を助成するもの [必要性] 日常生活において家屋等への侵入も見られることから、早急に駆除する必要がある。 [事業効果] 自治会単位又は個人で駆除剤を散布するにあたって、その費用を補助することにより、ヤスデ駆除及び購入費の負担軽減が図られる。	南九州市	
	(8) その他			
		防犯灯設置事業補助	地域組織等	
		防犯カメラ設置事業	南九州市	
		トイレカー購入事業	南九州市	
交通安全啓発活動		南九州市		
安全で安心なまちづくり推進協議会及び各種負担金		南九州市		
	市防災訓練・防災会議	南九州市		

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(8) その他	ウミガメ保護監視員設置事業	南九州市	
		南九州市都市計画マスタープラン等の作成事業	南九州市	
		南九州市立地適正化計画作成事業	南九州市	
		用途地域変更計画策定事業	南九州市	
		都市計画道路見直し事業	南九州市	
		都市計画基礎調査	南九州市	
		麓川リバーフロント整備関連 公園整備事業	南九州市	
		環境保全公害対策費	南九州市	
		地球温暖化対策事業	南九州市	
		生活道路等環境整備事業	南九州市	
		急傾斜地崩壊対策事業 負担金（今村地区）	鹿児島県	
		急傾斜地崩壊対策事業 負担金（大山1地区）	鹿児島県	
		急傾斜地崩壊対策事業 負担金（郡1地区）	鹿児島県	
		急傾斜メンテナンス事業 負担金	鹿児島県	
		砂防施設整備事業 負担金（後岳南第2谷地区）	鹿児島県	
		県単急傾斜地崩壊対策事業 迫瀬戸山地区	南九州市	
		河川維持工事	南九州市	
		河川維持業務委託	南九州市	
宅地耐震化推進事業	南九州市			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### 児童その他の保健、福祉

全国的に少子化が進行し、子どもの数は減少しているが、核家族化や両親の共働きなどにより、子育て支援のニーズは増加する傾向にある。市内には、子育て支援センター及びボランティア等による子育て支援グループが数団体あるが、活動の活性化や新規団体の育成を図る必要がある。また、仕事と育児の両立を支援するために、幼児教育・保育のための施設のほか多様な保育サービスの充実が必要であるとともに、子育てしやすい環境づくりが求められている。

#### 高齢者保健、福祉

令和2年の国勢調査によると、本市の65歳以上の高齢者人口は13,247人で、総人口の40%を占めており、高齢化率は増加する傾向にある。

高齢者が元気で生きがいを持ち、安心して暮らせる長寿福祉社会を構築するため、社会情勢の変化に対応した高齢者福祉の充実が課題となっている。高齢化の進展は、それを支える家族にとって大きな問題となることから、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、在宅介護をはじめとする高齢者福祉の充実が求められる。このような中、保健・医療・福祉分野が相互に連携した健康増進や高齢者の社会参加による生きがいづくりなどの取組を推進し、元気な高齢者の自立した生活を支援していくことが求められる。

#### 地域福祉

自治会活動の衰退や、核家族化による社会構造の変化、個人ニーズの多様化などにより、地域のつながりが希薄化している現状の中、全ての住民は福祉の受け手であり、同時に担い手でもあるという「共助」の心を育て、住民が自主的にまた積極的に寄り合い、お互いに認め合い、支え合うという地域福祉社会の構築が求められる。

### (2) その対策

#### 児童その他の保健、福祉

- ① 少子高齢化が進む中、子育て家庭に対する支援や保育サービスの充実に努めるとともに、次代を担う子どもたちが、健やかに育つ環境づくり（助成制度による経済的支援等）に努める。
- ② 児童を養育すべき者が児童へ危害を加え、あるいは養育の放棄により、児童の健全育成を損ねる場合は、子ども家庭支援員を中心に主任児童委員や各関係機関と連携を図り、適切な対応に努める。
- ③ 母子・父子家庭等に対して、手当及び助成などの経済的支援を実施し、自立への一助に努める。
- ④ 子育て家庭が安心していきいきと子育てを行えるよう、行政、関係機関、住民がそれぞれの役割を担い、人と地域が支え合い子どもたちが健やかに育つ環境づくりを目指す。
- ⑤ 不妊治療や子どもに係る医療費を給付し、家庭の負担軽減と疾病の早期治療を行うことで保健の向上と福祉の増進を図る。

#### 高齢者保健、福祉

- ① 温泉施設を維持活用し、住民の健康と福祉の向上を推進するとともに、市民の憩いの場、情報交換の場として地域の活性化を図る。

- ② 高齢者福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように、高齢者福祉政策や介護事業の推進及び地域包括ケアシステムの整備を図り、介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援や尊厳保持が図られるまちづくりを目指す。
- ③ 保健・医療・福祉の連携を図り、介護予防・生活支援の充実を進め、高齢者が長年培ってきた豊かな知識や技術を活かせる就労の機会を充実させる。
- ④ 身近で歩いて行ける場所（自治公民館等）において、安全で効果的な運動の普及を図り、高齢者の健康増進、介護予防、健康寿命の延伸に努める。

### 地域福祉

- ① 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
- ② 住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援しながら、互いに支えあう地域社会の実現を図る。
- ③ 民生委員・児童委員やその他の社会福祉団体などと連携し、地域福祉推進体制の強化を図る。
- ④ 障がい者や高齢者、生活困窮者などが健康で安心して日常生活を営めるよう、関係機関の連携強化を図り、福祉の充実に努めるとともに、社会的・経済的自立に向けた支援を行う。
- ⑤ 地域福祉に関する市民の意識高揚と地域福祉活動への積極的な参加を促進するために、福祉制度についての情報提供など広報、啓発と学習機会の充実に努める。
- ⑥ 地域福祉を積極的に推進していくため、地域ボランティアの育成・支援を行い、福祉関係機関や団体の機能と活動体制の充実を図り、社会福祉施設や市民との協働による地域福祉ネットワークづくりを目指す。
- ⑦ 障がい者や高齢者、児童などを地域で見守るなど、住み慣れた地域社会で共に助け合い、支え合う、心豊かな地域福祉社会を目指した環境の整備を推進する。
- ⑧ 健康で文化的な生活が維持できるように、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに自立を助長する。

### 【数値目標】

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
ファミリー・サポート・センター会員 登録者数	855人※1	880人

※1 令和6年度実績

### (3)計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 その他	保育所等施設整備事業	民間	
		次世代育成支援対策施設整備事業	民間・南九州市	
		子ども・子育て支援施設整備事業	民間・南九州市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター その他	老人福祉センター管理運営費	南九州市	
		生活支援ハウス運営事業	民間	
		介護施設整備等補助事業	民間	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	温泉センター管理事業 [事業内容] 市営温泉センターの施設管理に関する指定管理協定による運営 [必要性] 市民の健康増進と福祉の向上のため必要である。 [事業効果] 温泉センターでの保養・休憩の提供により市民の健康増進と福祉の向上が図られる。	南九州市	
		利用者支援開設準備事業 地域子育て支援センター開設準備事業 [事業内容] 利用者支援事業、地域子育て支援センターを新たに開設する場合の施設整備に要する費用に対する補助金交付 [必要性] 相談や授乳を行うスペース等の確保のために改修等を要する場合も想定されることから事業を円滑に開始するために必要である。 [事業効果] 事業開始に伴う、初期費用を助成することで、事業者の負担が軽減され、総じて利用者へのサービス向上が期待される。	民間・南九州市	
		利用者支援事業 [事業内容] 事業実施事業者への委託 [必要性] 子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子育て支援を円滑に利用できるよう必要な支援を行うことが必要である。 [事業効果] 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用することで住民福祉の向上が期待される。	民間	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
<p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>（8）過疎地域持続的発展特別事業</p>	<p>ウエルカムベビー事業                      [事業内容]                      出生児に対する保護者への祝金                      命名プレート（伝統工芸品）の贈呈                      1歳未満児を養育する家庭への育児用品購入用チケット交付                      [必要性]                      祝金支給、チケット交付により、保護者の経済的負担の軽減を図り、少子化の進行を抑制するために必要である。                      [事業効果]                      出生を祝うと共に保護者の経済的負担が軽減されることで子育てに関する住民福祉の向上が期待される。</p>	<p>南九州市</p>	
		<p>障害児保育事業                      [事業内容]                      事業実施事業者への補助金交付                      [必要性]                      障がいがある保育の必要がある子どもを保育所、認定こども園で受け入れる際に、援助を行う保育士の追加配置を行い個別の必要な支援を行うために必要である。                      [事業効果]                      当該子どもの保育に対し保育士が追加配置されることにより住民福祉の向上が図られる。</p>	<p>民間</p>	
		<p>地域子育て支援センター運営事業                      [事業内容]                      事業実施事業者への委託                      [必要性]                      少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため必要である。                      [事業効果]                      地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置により、地域の子育て支援機能の充実が図られ、子育ての不安感等の緩和、子どもの健やかな育ちが支援され住民福祉の向上が図られる。</p>	<p>民間</p>	
		<p>ファミリー・サポート・センター事業                      [事業内容]                      事業実施事業者への委託                      [必要性]                      子育て中の保護者や地域の住民を会員として、児童の預かりや送迎などの援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うために必要である。                      [事業効果]                      地域における育児の相互援助活動が推進され、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応が可能となり住民福祉の向上が図られる。</p>	<p>民間</p>	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>延長保育事業</p> <p>〔事業内容〕 事業実施事業者への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 就労形態の多様化に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境の整備を行うために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境が整備され、児童の福祉の向上が図られる。</p>	民間	
		<p>保育所等地域活動事業</p> <p>〔事業内容〕 事業実施事業者への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、保育所等の有する専門的機能を地域住民のために活用するために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 保育所等において地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上が図られる。</p>	民間	
		<p>一時預かり事業</p> <p>〔事業内容〕 事業実施事業者への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があり、また核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援に必要である。</p> <p>また、認定こども園において、当該認定こども園に在籍している保育を必要としない子どもについて、教育時間外や長期休業日等に家庭の実情に応じ、一時的に保育を受けられるものであり、家庭内の育児負担を軽減するための支援に必要である。</p> <p>〔事業効果〕 保育所、認定こども園等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境が整備され、児童の福祉の向上が図られる。</p>	民間	
		<p>病児保育事業</p> <p>〔事業内容〕 事業実施事業者への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 児童が病氣中又は病氣の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行うというサービスである。</p> <p>保護者が仕事の都合などで急に仕事を休めない場合の受け皿となり、安心して子育てと仕</p>	民間	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（8）過疎地域持続的発展特別事業	<p>事の両立ができるような支援に必要である。</p> <p>〔事業効果〕 病気等で集団保育が困難な時期の児童を預かる体制を整えることで、安心して子育てができる環境が整備され、児童の福祉の向上が図られる。</p>		
		<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>〔事業内容〕 事業実施事業者への補助金交付</p> <p>〔必要性〕 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えるために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となり、自主性、社会性及び創造性が向上され、また基本的な生活習慣の確立が図られ、健全な育成が図られる。</p>	民間	
		<p>子ども医療費給付事業</p> <p>〔事業内容〕 医療機関等での診療に要した自己負担分の給付</p> <p>〔必要性〕 医療費の自己負担分を給付することで子育てに要する保護者の経済的負担の軽減が図られるとともに、受診による子どもの健全な成長のために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 病院等での受診に要する費用負担が軽減されることで早期の受診が促され子どもの保健の向上と住民福祉の増進が図られる。</p>	南九州市	
		<p>家族介護支援事業</p> <p>〔事業内容〕 介護用品購入費の助成 月額6,250円</p> <p>〔必要性〕 低所得世帯における在宅介護に係る介護負担を軽減するために必要である。</p> <p>〔事業効果〕 介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上が図られる。</p>	南九州市	
		<p>総合相談事業</p> <p>〔事業内容〕 社会福祉士を中心に本人・家族等の介護・医療・日常生活に関する相談に応じたり、訪問して必要な支援内容を把握し適切なサービスや制度の利用につなげる。</p> <p>〔必要性〕 高齢化に伴い認知症などの疾患や機能低下によりなんらかの支援が必要な高齢者が増加していくことが予測される。適切なサービスや制度利用などへの相談支援が必要とされる。</p> <p>〔事業効果〕 介護・医療・日常生活に関する相談に応じ、適切なサービスや制度につなげることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる。</p>	南九州市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	地域見守りネットワーク支援事業 [事業内容] アドバイザーが組織の核として、要援護者等に対し見守り活動(見守り・掘り起こし・相談等)を行う。 [必要性] 要援護者等が安心して暮らせる地域社会を目指すため、地域住民が主体となった見守りグループの組織化と活動支援が必要である。 [事業効果] 要援護者等の不安や孤独感の解消、適切かつ迅速な在宅福祉サービスに関する情報提供ができる。	南九州市	
		高齢者元気度アップ・ポイント事業 [事業内容] 高齢者の健康づくりや社会参加等に対してポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて地域商品券を交付する。 [必要性] 高齢者の健康維持や介護予防の取り組みを図るため、ボランティア等の社会参加を促進する必要がある。 [事業効果] 高齢者の健康づくりや社会参加活動への支援が図られる。	南九州市	
		高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業 [事業内容] 互助活動に対しポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて地域商品券を交付する。 [必要性] 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すため、高齢者を含む任意の団体の互助活動を支援する必要がある。 [事業効果] 高齢者を地域全体で支える地域支え合いの住民意識が高まり、地域の互助活動の推進が図られる。	南九州市	
		シルバー人材センター事業 [事業内容] 南九州市シルバー人材センターに運営補助を行うもの。 [必要性] 高齢者の生きがいがづくり及び社会参加の促進による地域社会の活性化を図るため、高齢者に臨時的かつ短期的な仕事を組織的に提供することにより就業機会の拡大を図る必要がある。 [事業効果] 高齢者が長年培ってきた知識や技能を積極的に活用し、就労を通じて生きがいがづくりや仲間づくり、健康づくり等の促進が図られ地域活性化に寄与する。	シルバー人材センター	
	(9) その他			
		子育て世帯訪問支援事業	民間	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	南九州市	
		子ども家庭総合支援拠点事業費	南九州市	
		放課後児童クラブ利用料減免事業	民間	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	子育て応援小学校入学祝金支給事業	南九州市	
		保育士等就職支援事業	南九州市	
		保育所等使用済みおむつ処分費支援事業	民間	
		こども計画策定業務	南九州市	
		地域福祉計画策定業務	南九州市	
		障害福祉計画等策定業務	南九州市	
		障害者相談員設置事業	南九州市	
		障害者自立支援給付事業	南九州市	
		重度心身障害者医療費助成事業	南九州市	
		障害者地域生活支援事業	南九州市	
		妊産婦健康診査関係費	南九州市	
		乳幼児健康診査関係事業	南九州市	
		すこやか子育て支援事業	南九州市	
		不妊治療費助成事業費	南九州市	
		養育医療給付事業費	南九州市	
		母子保健推進員関係費	南九州市	
		子育て世代包括支援センター事業費	南九州市	
		妊婦のための支援給付交付金事業費	南九州市	
		予防接種関係費	南九州市	
		地域包括支援センター運営事業	南九州市	
		介護予防普及啓発事業	南九州市	
		地域介護予防活動支援事業	南九州市	
		生活支援体制整備事業	南九州市	
		老人クラブ関係事業	ゴールドクラブ連合会	
敬老事業	南九州市			
はり、きゅう等施術料助成事業	南九州市			
在宅要介護高齢者等介護用品支給事業	南九州市			
学校給食費補助事業	南九州市			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### 医療施設・救急医療

市内の医療機関は、民営の病院5箇所、一般の診療所18箇所、歯科医療機関16箇所があり、これらの医療機関の協力の下、市民に対する医療の確保に努めているが、地域的に偏在しており、小児科、眼科、耳鼻科等の診療科目が設置されていない地域がある。周産期医療については、近隣市との協働による大学病院からの医師派遣を含め、他市に依存している状況である。

救急医療については、医師会との業務協定による在宅当番医制度が機能しており、二次救急医療については、病院群輪番制を医師会が導入し、休日・夜間における初期救急医療及び重症救急患者への医療が行われている。

#### 地域保健・医療

南九州市民の死因の約半数は、がん・心疾患・脳血管疾患などの「生活習慣病」である。特に脳血管疾患・心疾患は入院医療費も高く、介護が必要となった原因疾患としても上位にあり、疾病の発症予防だけでなく、重症化予防や関係機関と連携を強化し、保健と介護予防の一体的な取組の推進が必要である。

生活習慣病は、適切な運動・食事により予防・改善することができることから、市民個人への生活習慣に関する情報提供や保健指導だけでなく、地域の保健推進員、食生活改善推進員を活用するなど、地域保健活動の推進を図ってきた。

今後は、SNS等による情報発信手段も活用し、さらなる生活習慣病等の予防に関する知識の普及・啓発や、ICTの活用による各種検診等サービスの利便性を向上し、個人・地域のニーズに即した地域保健・医療の充実が求められている。

### (2) その対策

#### 医療施設・救急医療

- ① 少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者まですべての人々が「住み続けたい」と願うような地域を目指す。また、医師会と連携をとりながら突発的な事態にもすぐに対応できる当番医制や救急医療体制の充実を図り、地域の人々が安心して暮らせるよう努める。

#### 地域保健・医療

- ① 各種検（健）診の受診率向上に努め、疾病の予防・早期発見に努めるとともに、健診データ等を活用した保健指導、健康相談、健康教育など、個人に応じた健康づくり活動を推進し、こことからだの健康づくりに努める。
- ② 医療費の適正化、保健事業を計画的に推進することにより、国民健康保険事業の運営の安定化を図る。
- ③ 市民主体の健康なまちづくりに取り組めるように、地域の健康づくりの推進を担う保健推進員や食生活改善推進員等の研修の機会を確保し、質の向上を図る。
- ④ 予期しない感染症に的確に対応できるよう、日頃から情報収集に努めるとともに、県や医師会と連携、協力し、体制整備を進める。

## 【数値目標】

項目	基準値（現状値）※1	目標値（令和12年度）※2
特定健診受診率	49.9%	60%
特定保健指導実施率	53.5%	60%

※1：令和5年度法定報告 ※2：国の指針による目標値を上回る

## (3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	救急医療事業 [事業内容] 医師会が行う在宅当番救急医療情報提供事業及び病院群輪番制事業にかかる費用の負担 [必要性] 市民の安心、医療確保のために必要である。 [事業効果] 休日、夜間における救急医療情報提供及び入院、手術を要する重症救急患者の医療を確保することにより市民の安心と命を守ることにつながる。	南九州市	
		(4) その他		
		特定健康診査等事業	南九州市	
		健康保持増進事業	南九州市	
		医療費適正化特別対策事業	南九州市	
		健康づくり推進事業	南九州市	
		後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	南九州市	
		予防接種関係費	南九州市	
		各種がん検診事業	南九州市	
		結核検診事業	南九州市	
		健康増進事業	南九州市	
	骨髄等移植ドナー支援事業費	南九州市		

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### 学校教育

義務教育である小・中学校は、市内に小学校 14 校、中学校 3 校があり、児童生徒数は減少を続けている。小学校においては市内の人口が集中している地域の学校を除いては小規模化が進み、複式学級編制をとっているところもあり、学校規模・児童の実態に応じた教育課程の編成、適切な学習指導の推進が課題となっている。令和元年度に策定された「南九州市立小学校のあり方に関する基本方針」に沿って、地域の総意に基づいて学校再編が進んでいる。

また、小・中学校の校舎等施設の整備については、学校施設長寿命化計画に基づいた維持・改善に努め、児童生徒に対する安全・安心な教育環境の整備を進めて行く必要がある。

学校給食センターについては、学校給食衛生管理基準を遵守し、安心・安全な給食を提供している。

#### 社会教育，社会体育

現在、社会教育は、青少年教育，成人教育，家庭教育への支援など，様々な形で行われている。社会教育は学校外で行われる体系的な教育活動であり，学校教育とともに生涯学習社会における教育活動の重要な部分を占めている。

少子高齢化，高度情報化，国際化や多様化した市民の学習ニーズに応えるためには，幼児から高齢者までの各時期に応じて，求められる知識や技能を適切に提供することができる創造的で活力ある社会教育を展開していくとともに，社会教育推進体制の充実が求められている。

社会教育施設としてはコミュニティセンター，文化会館，図書館（室）等があり，「生きがいのある人生」「ふれあい学びあう地域社会」の実現を目指して市民の生涯各期に対応する学習の場の拡大を図る生涯学習の場として広く活用されており，今後も補修，拡充等を行い利便性の向上を追求していく必要がある。

コミュニティセンター，文化会館は社会教育，地域活動の中核的役割を果たす場として位置付けられ，生涯学習の拠点として施設の目的にあったより一層の活用が望まれる。

図書館（室）は市内に 3 箇所あり，多くの利用者があるが，遠方でなかなか利用できないという市民のため，移動図書館車を導入し，市内くまなく資料・情報の提供に努めている。

体育館，運動場，武道館等のスポーツ・レクリエーション施設は，経年劣化等により維持補修にかかる経費が増加している。

しかし，スポーツは市民の体力づくりはもとより心身の健康の維持増進にも重要な役割を果たし，健康で活力に満ちた地域社会の実現に不可欠なことから，市民の身近にあり利用しやすい充実した施設として維持していかなければならない。

### (2) その対策

#### 学校教育

- ① ICT機器を積極的に活用した授業により，個別最適な学びを保障し，個に応じたきめ細かな指導と，一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う。
- ② 道徳教育を中心とした心の教育を推進するとともに，人権教育や一人ひとりの心に届く生徒指導を推進する。
- ③ 郷土のよさを活かした学習活動を重視し，地域に開かれた特色ある学校づくりを進める。
- ④ キャリア教育，進路指導を充実し，幼・小・中・高の連携を図る。
- ⑤ 国際社会の中で，日本人としての自覚をもち，主体的に生きていくために必要な語学力やコミュニケーション能力の育成を図る。
- ⑥ 国のICT環境の整備方針等も踏まえ，学校におけるICT環境の更新や進化を図り，1人1

台端末の積極的な活用を推進する。

- ⑦ 児童生徒が、日常的に読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣の礎を形成することができるよう、読書活動を推進する。
- ⑧ 安全・安心な学校教育関係施設の計画的な整備を進める。
- ⑨ 市内の3県立高等学校の特色ある教育などの取組を支援し、地域の活性化や地域人材育成につなげる。
- ⑩ 学校給食センターは、学校給食衛生管理基準を遵守し、安全・安心な給食の提供を行う。

### 社会教育，社会体育

- ① 社会教育委員の会議の充実と、社会教育関係団体の育成及び連携、職員の資質向上に努め、効率的、効果的な社会教育行政の推進を図るため、総合的な社会教育推進体制の充実に努める。
- ② 教育の原点である家庭教育力の向上を目指して、保護者として必要な学びを深めるために、様々な機会を活用して家庭教育に関する講座の実施など、家庭教育を支援する総合的な取組を行う。
- ③ 次世代を担う子どもたちのために、家庭・地域・学校及び行政が連携を密にしながら、様々な体験活動や文化活動、伝統芸能継承活動などを実施して、心豊かでたくましい青少年の育成に努める。
- ④ 同和問題をはじめ、障がい者差別、女性差別、外国人差別などあらゆる人権問題への市民の正しい理解のもと、全ての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指す。
- ⑤ 市民が身近に参加できるように、地域と連携し、公民館活動の充実を図る。
- ⑥ 市民が、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しみ、気軽に参加できるように、各種スポーツ教室の開催やスポーツイベントを実施するとともに、ニュースポーツの普及促進やスポーツ・レクリエーション活動の定着を図る。
- ⑦ 健康の維持には定期的な運動が欠かせないことから、年代に応じたスポーツの推進を行い、スポーツの持つ特性を活かして市民一人ひとりの健康・体力づくりを図る。
- ⑧ スポーツ施設の整備・充実に努めながら、競技団体等組織の育成と活性化を推進し、指導者の育成・指導体制の充実により競技力向上を図る。
- ⑨ 生涯学習の拠点としての図書館運営を目指し、諮問機関としての図書館協議会の充実を図る。
- ⑩ 市民への学習支援を図るとともに、図書館システムの効率的活用、整備充実などを行い、図書館サービスの充実に努める。
- ⑪ 学校図書館と公立図書館が連携して読書活動の推進を図り、児童・生徒の読書活動による基礎的な知識・学力の向上と豊かな心の醸成を目指す。
- ⑫ 郷土研究情報の収集と編集を行い、郷土研究誌の発行を行う。

### 【数値目標】

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
毎日の授業における1人1台端末の使用率	14.8%※1	80%
地域学校協働活動校数	18校※2	20校

※1 令和7年4月実施「全国学力・学習状況調査」より抽出

※2 令和6年度実績

**(3) 計画**

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考		
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	小学校施設整備事業 川辺小学校（長寿命化）	南九州市		
			小学校施設整備事業 川辺小学校（予防改修）	南九州市		
			小学校施設整備事業 穎娃小学校（長寿命化）	南九州市		
		屋外運動場	小学校施設整備事業 九玉小学校（長寿命化）	南九州市		
			小学校施設整備事業 勝目小学校（屋外環境グラウンド）	南九州市		
			屋内運動場	小学校施設整備事業 中福良小学校屋内運動場（既存照明 LED 化）	南九州市	
		屋内運動場	小学校施設整備事業 穎娃小学校屋内運動場（長寿命化）	南九州市		
			スクールバス ・ボート	小学校スクールバス運行事業	南九州市	
				中学校スクールバス運行事業	南九州市	
		給食施設	学校給食センター運営事業	南九州市		
			(3) 集会施設, 体育施設等	体育施設	南九州市海洋センター 関連施設解体事業（艇庫・プール）	南九州市
		知覧武道館施設整備事業			南九州市	
		知覧体育館施設整備事業			南九州市	
	公民館 図書館	諏訪運動公園体育施設関係整備事業		南九州市		
		中央・地区公民館施設整備事業		南九州市		
		市立図書館整備事業費		南九州市		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	市内高等学校活性化対策事業 [事業内容] 地域・行政・保護者・同窓会等で構成されている市内3高等学校活性化協議会が行う生徒募集等に係る事業に対して、運営補助を行う。 [必要性] 市内県立高等学校の教育振興により、定員割	高等学校活性化協議会			

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	れの解消及び3高等学校の存続を図るために必要である。 [事業効果] 定員割れが続く市内3県立高等学校の生徒数確保に努めている活性化協議会に対して、活動支援を行うことは、「心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり」に結びつく。		
		地区公民館運営事業 [事業内容] 市民と行政の共生・協働によるまちづくりや生涯学習を推進する公民館事業運営のための補助金交付 [必要性] 地区公民館を中心に、地域独自の事業を展開するために必要である。 [事業効果] 地区公民館を中心とした、共生・協働による地域コミュニティ活動の推進が期待できる。	南九州市	
		遠距離児童通学費補助金 [事業内容] 通学距離 4km以上の児童の保護者に対する補助金 [必要性] 遠距離通学児童の安全確保や徒歩通学、バス通学生徒との均衡を図る必要がある。 [事業効果] 遠距離通学児童の保護者の通学費負担の軽減が図られ、地域住民の福祉向上が期待される。	南九州市	
		中学校生徒通学用自転車購入補助事業 [事業内容] 通学用自転車を購入した生徒の保護者に対する補助金 [必要性] 遠距離通学生徒の安全確保や徒歩通学、バス通学生徒との均衡を図る必要がある。 [事業効果] 遠距離通学生徒の通学時間短縮及び安全確保が図られ、地域住民の福祉向上が期待される。	南九州市	
		教育相談員等配置事業 [事業内容] 教育相談員を頼娃・知覧・川辺中学校にそれぞれ一人ずつ配置し、各地区の小学校を含めた児童生徒及び保護者の教育相談を行う。 [必要性] 不登校、暴力行為、いじめ等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応のために必要不可欠である。 [事業効果] 教育相談員は、児童生徒、保護者から気軽に相談できる窓口として認知され、定着している。不登校、暴力行為、いじめ等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応のために大きな貢献をしている。	南九州市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	家庭教育充実事業 [事業内容] 家庭教育学級，次世代の親となる中高生向け子育て講座，家庭教育支援体制の整備 [必要性] 子供を持つ親の相談，学習の場を提供して，家庭の教育力向上を図る。 [事業効果] 保護者同士の交流や相談できる場，学習環境等を整えることで，子育て支援の充実及び家庭の教育力向上につながる。	南九州市	
	(5) その他			
		かわなべ青の俳句大会	南九州市	
		学校保健会補助	南九州市	
		地域子ども教室	南九州市	
		地域学校協働活動推進事業	南九州市	
		新茶・大野岳マラソン in えい大会開催事業補助	実行委員会	
		南九州市スポーツ協会補助	南九州市	
公民館生涯学習推進事業	南九州市			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は，令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら，地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### 自治会組織の充実

本市には大小229の自治会があり、それぞれ自主的に活動を行っている。特に小規模自治会においては、過疎と少子高齢化等の影響を受け、自治活動等において維持機能が低下し、その存続さえ危ぶまれている。

自治会の施設においては、経年劣化により修繕等を要する施設も多くなっており、活動拠点として支障をきたす面がある。

### (2) その対策

#### 自治会組織の充実

- ① 地区公民館と自治会等との連携を強化し、市内20ブロック単位での地域コミュニティ活動を推進する。また、地区公民館等やNPO、企業などの多様な主体が連携・協力して地域課題解決等に取り組む「コミュニティ・プラットフォーム」の形成と主体的取組を促進する。
- ② 自治会などの地域コミュニティ組織の活動や施設の整備、人材育成に対し助成を行い、地域の活性化を図る。
- ③ 行政と地区公民館、自治会の連携強化を図り、協働による地域活性化対策を検討する。

#### 【数値目標】

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
地域振興計画の策定	15※1	20

※1 令和6年度実績

### (3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
9 集落の整備	(1) 過疎地域集 落再編整備	自治会集会施設等整備事業	自治会		
		地区公民館と自治会との連携推進事業	南九州市		
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業	行政事務連絡業務	[事業内容] 自治会長に行政事務連絡業務を委託するための委託料、災害補償保険料及び行政事務説明会開催時の出会旅費 [必要性] 行政事務連絡を自治会内の住民に的確に周知、連絡等する必要がある。 [事業効果] 行政事務連絡業務を自治会長へ委託することにより、自治会内の住民に的確に周知、連絡等を行える。	南九州市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	まちづくり事業 [事業内容] 地域コミュニティ組織等の活性化を図ることを目的とする。 [必要性] 地域コミュニティ組織等が自ら考え自ら実践するまちづくりや身近な地域課題の解決、魅力づくりに取り組み地域の」活性化を図る必要がある。 [事業効果] 地域住民の集まるコミュニティ施設の整備や伝統文化継承の備品等の整備が行われ、地域の活動振興や協働意識の醸成が図られる。	南九州市・ コミュニティ団体	
		自治コミュニティ活動奨励事業 [事業内容] 自治活動を奨励するため、各自治会へ活動奨励金を交付する。自治会統合した自治会へは、活動奨励金に加算し交付する。 [必要性] 地域自治育成・コミュニティ活動活性化を図る必要がある。 [事業効果] 地域自治の活動費として活用され地域自治育成・コミュニティ活動活性化が図られる。	南九州市	
	(3) その他	コミュニティ助成事業	コミュニティ団体	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本市の文化財には、知覧武家屋敷群、清水磨崖仏、城跡、また各自治会等の太鼓踊り・棒踊りなど有形無形の豊富な文化遺産がある。

この文化遺産を、歴史民俗博物館を核として、収集・整理・保存を行う必要があり、さらには、教育・観光の両面で活用していくことが求められている。

また、地域文化活動の拠点施設である各文化会館は、老朽化等により維持補修に要する経費が増加している。今後、これらを踏まえ施設改修を年次的に実施するとともに新たなニーズに応じた施設整備を図る必要がある。

### (2) その対策

- ① 市内の文化財を次代へ引継ぎ、特色ある豊かな文化の創造に役立てるために、歴史的文化遺産や伝統文化の調査、記録、指定などを適切に行いながらその保存活用を図る。
- ② ミュージアム知覧をはじめとする文化財施設の適切な管理運営に努めるとともに、文化財の展示や情報発信などをおして、文化財に親しむ機会の拡充や文化財保護の普及・啓発活動を推進する。
- ③ 多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の推進を図る。
- ④ 知覧特攻平和会館を核として、平和やいのちの尊さを語り継ぎながら平和情報を発信し続け、世界の恒久平和へ寄与する。

#### 【数値目標】

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
文化財講座等の支援・実施	19回/年 <sup>※1</sup>	60回/5年間
文化財の案内説明板等の整備	3基/年 <sup>※1</sup>	18基/5年間
文化会館の利用者数	77,010人 <sup>※1</sup>	115,000人
平和会館教育旅行の来館校数	524校 <sup>※1</sup>	550校
平和会館入館者数	408,785人 <sup>※1</sup>	430,000人
スピーチコンテスト応募学校数	73校 <sup>※1</sup>	75校
平和会館館外企画展開催箇所数	1箇所/年 <sup>※1</sup>	3箇所/年

※1 令和6年度実績

### (3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設			
		川辺文化会館施設整備事業	南九州市	
		穎娃文化会館施設整備事業	南九州市	
		知覧文化会館施設整備事業	南九州市	
		ミュージアム知覧施設整備事業	南九州市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	自主文化事業 [事業内容] 自衛隊音楽隊による演奏会，市町村による青少年劇場等 [必要性] 文化の振興を推進するために文化芸術へ接する機会をつくる必要がある。 [事業効果] 文化芸術を鑑賞することにより，市民へ文化芸術に触れる機会を提供するとともに児童の情操教育が図られる。	南九州市	
		「平和を語り継ぐ都市」実践事業 [事業内容] 知覧特攻平和会館施設整備，スピーチコンテストの開催，平和学習及び入館者誘致活動，企画展の開催，特攻資料等の調査研究 [必要性] 特攻資料を継承する市として，戦時中の出来事を風化させることなく，正しく語り継ぐ必要がある。 [事業効果] 知覧特攻平和会館の情報発信と，平和関連イベントを開催することで，平和を語り継ぐ社会の構築に貢献するとともに，本市への関心度の高まりと交流人口（入館者）の増加につながる。	南九州市	
	(3) その他	伝統的建造物群保存対策事業	民間	
		伝統的建造物群保存対策事業（直接）	南九州市	
		史跡等保存管理整備事業	南九州市	
		埋蔵文化財緊急発掘調査事業	南九州市	
		清水磨崖仏保存活用事業	南九州市	
		無形民俗文化財の記録及び補助	南九州市	
		世界の記憶推進事業	南九州市	
		文化財保存活用整備事業	南九州市	
		南九州市指定文化財保存修理補助事業	南九州市	
		知覧城跡保存活用整備事業	南九州市	
		郷土研究誌発行関係	南九州市	
南九州市史編さん事業	南九州市			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は，令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら，地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

経済活動やライフスタイルの変化などに起因する地球温暖化によって、これまでにない気象現象の変化など、環境問題が深刻になる中、国際的な取組が進んでおり、地域における役割や責任も重要になっている。

本市では、「南九州市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の関連施設において二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を目標に、電気や燃料の使用量削減に取り組んでおり、今後も温室効果ガスの排出削減に向け、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要がある。

また、国においては、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指しており、本市においても令和4年に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和7年より市の太陽光発電施設の本格運用を開始するなど、公共施設の省エネルギー化の推進や再生可能エネルギー設備の導入に取り組んでいる。

今後、地球温暖化対策は、ますます重要度が高くなることから、市民と一体となって再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を推進する必要がある。

### (2) その対策

公共施設や民間事業所への再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を積極的に推進するとともに、市民や事業者への普及・啓発を図る。また、蓄電池利用（電気自動車の蓄電池利用を含む）による再生可能エネルギーの自家消費モデルの構築により、台風などの災害時対策として電力自給の促進を図る。

#### 【数値目標】

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
再生可能エネルギー導入の公共施設数	11※1	14

※1 令和7年7月時点

### (3) 計画

これらの目標を達成するため、計画を次のとおり定める。

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
		太陽光発電事業	南九州市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は、令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### 男女共同参画

地域活動においては多様なニーズに対応できるよう、女性をはじめ多様な人の視点を取り入れることが地域の活性化を図っていく観点からも重要である。

しかしながら、審議会等の意思決定の場への参画は男性が担うことが多く、女性の参画は十分であるとは言えない状況であることから、方針を決定する過程への女性の参画拡大を推進することで、男女共同参画社会の実現と女性の地位向上を目指す必要がある。

#### 効率的な行政運営の推進

少子高齢化の急速な進行、高度情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、行政に対する市民の期待はより高度化、多様化しており、地方公共団体である市の果たす役割は益々大きくなっている。

今後は、本庁方式への移行も完了することから、さらなる組織機構の見直しや、定員適正化計画に基づく定員の削減を進めながら、市民が分かりやすい簡素で効率的な行政組織とし、市民への行政サービスが充実するような仕組みづくりを進めていく必要がある。

#### 美しい景観の整備

本市の海岸部は、薩南海岸県立自然公園内に位置しており、開聞岳を望む番所鼻自然公園や瀬平公園、火山活動と浸食作用によって作られた独特の海岸線がある。さらに、日本一の茶生産地として広がる茶畑や、万之瀬川沿いの田園風景、母ヶ岳を借景とした知覧武家屋敷庭園群など、地域固有の美しい景観が広がっている。これらの景観は本市にとって大切な資源であり、観光や文化の振興にも貢献している。

しかし、少子高齢化が進む中で、農地では担い手不足による耕作放棄地が増え、山林では管理が行き届かない状況や再生可能エネルギー発電設備の設置が急速に増加している。また、市街地ではシャッター街が目立つようになり、空き店舗や空き地が増加するなど、地域の景観にも影響が出ている。

そのようなことから、本市の知名度の高い観光資源を活かしながら、新たな地域資源を発掘し、それらを活かした景観によるまちづくりを進めることで、地域活性化を目指す必要がある。

### (2) その対策

#### 男女共同参画

- ① 定期的に審議会委員等の登用状況を調査し、改善方策等について検討を行う。
- ② 関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の登用の推薦についての協力を要請する。
- ③ 審議会委員等の公募制を取り入れ、委員の重複に留意し、幅広い分野からの積極的な登用を図る。

#### 効率的な行政運営の推進

- ① 高度化・多様化する行政ニーズ、地方分権の進展に対応するとともに、限られた人材・財源を有効に活用するため、行政組織の効率化、電子自治体の構築、広域圏での連携の強化を図る。
- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の管理運営の見直し、統廃合の検討を行う。

**美しい景観の整備**

- ① 眺めの良い景色や田園風景，歴史的・文化的な景観を守りながら，観光を促進し，地域を活性化させる景観の形成を目指します。  
市民，企業，行政が一体となって，景観を守り，育て，活用する活動を推進していく中で，市民のまちづくり活動やボランティアと協力し，景観に配慮したプロジェクトの実施やルール作り，啓発・広報活動を進めます。
- ② 景観に配慮した市街地の形成や，街路樹の適切な管理を行い，歴史的な町並みを保全するとともに，新たな景観資源を発掘し，地域の魅力をさらに引き出すような景観づくりを進めます。また，景観づくりを重点的に進めるエリアの指定や，重要な路線・河川などの整備にも取り組めます。

**【数値目標】**

項目	基準値（現状値）	目標値（令和12年度）
審議会等の女性登用率	25.3%※1	30%
景観形成重点地区の指定	2地区※2	1地区
新たに地域等における景観改善に取り組む団体数	0団体※2	3団体（道サポ等）

※1 令和6年度実績 ※2 令和7年7月時点

**(3) 計画**

これらの目標を達成するため，計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(3) その他			
		人事評価制度活用事業	南九州市	
		男女共同参画推進事業	南九州市	
		固定資産評価替え事業	南九州市	
		滞納整理システム運用保守業務委託	南九州市	
		標準宅地鑑定評価業務委託	南九州市	
		航空図作成業務委託事業	南九州市	
		新築家屋等調査業務委託事業	南九州市	
		街路維持事業	南九州市	
		景観改善推進事業	南九州市	
		景観推進事業	南九州市	
		景観改善事業	南九州市	
		ふれあいとゆとりの道づくり事業 (県負担金)	南九州市	
街なみ環境整備事業	南九州市			

**(4) 公共施設等総合管理計画との整合**

本計画は，令和8年度に見直しを行う「南九州市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら，地域の持続的発展のために必要な事業を適正に実施する。

**事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分**

事業計画（令和8年度～令和12年度） ※過疎地域持続的発展特別事業分のみ抜粋

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進, 人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業	マイホーム取得支援事業	南九州市	人口増や人材定着が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		移住促進事業	南九州市	移住相談や空き家利活用により移住定住と地域経済活性化が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		移住促進住宅整備事業	南九州市	空き家を活用した住宅整備により子育て世帯や人材の確保が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
2 産業の振興	(10) 過疎地 域持続的発展 特別事業	仏壇産業後継者育成事業	南九州市	後継者育成を支援することで仏壇製作の技術を絶やさない持続的な発展に資する。
		川辺仏壇振興事業	仏壇協同組合	川辺仏壇産業の産地保全が図られることから、仏壇産業の振興に資する。
		イベント開催事業	南九州市	地域の一体感の醸成、交流人口の増加による市内経済の活性化が図られることから、持続的発展に資する。
		農林水産資源を素材とした観光活用事業	南九州市	茶畑や大根やぐら等の景観や体験を活かした誘客促進を図り、観光産業の活性化に資する。
		市野菜価格安定対策基金造成事業	野菜価格安定 資金協会	野菜価格下落時の補填がなされることにより、農家の経営継続に資する。
		鳥獣被害対策実践事業	鳥獣被害防止 対策協議会	農作物への鳥獣被害対策がなされることにより、農家の生産意欲継続に資する。
		有害鳥獣捕獲事業	猟友会	有害鳥獣の捕獲がなされることにより、農作物被害軽減に資する。
		出品茶対策事業	茶業振興会	各種品評会での上位入賞がなされることにより、産地の地位、銘柄確立に資する。
		持続的生産強化対策事業（新植・改植等）	茶業振興会	優良品種への転換等が図られることにより、茶業経営の安定に資する。
		南九州市茶業振興会事業補助	茶業振興会	茶業振興会への運営補助がなされることにより、組織育成強化に資する。
		茶消費拡大特別対策事業	茶業振興会	知覧茶のPR活動による付加価値の向上により、消費拡大及び茶業経営安定に資する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） ※過疎地域持続的発展特別事業分のみ抜粋

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特別 事業	農林技術員連絡協議会補助	農林技術員 連絡協議会	技連会への運営補助がなされることにより、協議会の効果的な活動に資する。
		農業人材育成事業	認定新規就農者	新規就農者への各種支援がなされることにより、将来の農業者の安定的確保に資する。
		収入保険加入補助	生産者	自然災害等による農家の収入補填がなされることにより、農家の経営継続に資する。
		林業就労改善推進事業補助	かごしま森林組合	森林組合作業班の就労条件の改善がなされることにより、安定的な林業労働力の確保に資する。
		青年農業者活動事業補助	生産者団体	青年農業者への活動支援がなされることにより、多様な担い手の育成・確保に資する。
		農産物流通対策事業	生産者団体	農産物のブランド化・高付加価値化の推進により、本市農産物の有利販売に資する。
		畜産クラスター事業	民間	施設整備や機械導入がなされることにより、地域の生産基盤の強化に資する。
		鶏卵価格安定対策事業	生産者団体	鶏卵価格下落時の補填がなされることにより、鶏卵農家の経営継続に資する。
		畜産環境改善衛生対策事業	生産者団体	有用資材の購入がなされることにより、悪臭の低減と良質堆肥の生産・利用促進に資する。
		豚伝染病対策事業	生産者団体	防疫対策に要する経費の一部助成がなされることにより、豚の悪性伝染病予防・蔓延防止に資する。
		生産牛増頭対策事業	肉用牛生産者	優良繁殖素牛導入に要する経費の一部助成がなされることにより、優良繁殖雌牛の確保に資する。
		酪農ヘルパー利用組合負担金	生産者団体	酪農ヘルパー組合の運営経費の一部負担がなされることにより、ゆとりある生活の確保に資する。
		肉用牛ヘルパー利用組合補助	生産者団体	肉用牛ヘルパー組合の運営経費の一部負担がなされることにより、ゆとりある生活の確保に資する。
広域観光協議会負担金	南九州市	広域連携事業を展開することで、観光誘客の拡大を図られることから、観光産業の発展に資する。		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別事業	地域間幹線系統確保維持事業	民間	生活交通路線の運行維持により地域住民の福祉が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） ※過疎地域持続的発展特別事業分のみ抜粋

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特別 事業	地方公共交通特別対策事業	民間	地域住民の交通手段の確保を図るため、路線代替バスの運行により住民の福祉が確保されることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		南九州市コミュニティバス運行事業	南九州市	市内全域の日常生活行動に対応した移動手段が確保され、住民福祉の向上が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		J R 西穎娃駅管理費	南九州市	市民や高校生の利便性確保及び鉄道路線存続が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		J R 指宿枕崎線利用促進事業	南九州市	J R 指宿枕崎線を利用して社会見学活動等を行う団体等への補助により指宿枕崎線の利用促進を図り、鉄道をとおした地域の持続的発展に資する。
		道路愛護作業	地域組織等	愛護作業による共生・協働の地域づくりに寄与し、市と一体となった道路維持管理に資する。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域 持続的発展特別 事業	空家等対策事業	南九州市	危険な空き家等を除去することで生活環境を改善し、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		河川愛護作業	地域組織等	愛護作業による共生・協働の地域づくりに寄与し、河川環境の保全に資する。
		自主防災組織資機材購入補助	地域組織等	地域防災力の充実強化が図られることから、市民の安心安全の確保に資する。
		不快害虫対策事業	南九州市	ヤンバルトサカヤスデ発生地区住民の不快感の軽減を図ることで、人口流出を抑制し、地域の持続的発展に資する。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特別 事業	温泉センター管理事業	南九州市	温泉施設を活用し、住民の健康と福祉の向上に資する。
		利用者支援開設準備事業 地域子育て支援センター開設準備事業	民間・ 南九州市	子ども・子育て支援事業を実施することにより、地域の持続的発展に資する。
		利用者支援事業	民間	身近な場所で子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行うことで子育てに関する不安が解消され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		ウェルカムベビー事業	南九州市	祝金の支給により出生数の増加が図られ、地域の持続的発展に資する。
		障害児保育事業	民間	障がいをもつ子どもの保育を行うことにより、保護者が安心して働ける環境を確保し子育てに関する不安が解消され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） ※過疎地域持続的発展特別事業分のみ抜粋

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特別 事業	地域子育て支援センター運営事業	民間	乳幼児と保護者が交流を行う場所を開設することで子育てに関する不安が解消され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		ファミリー・サポート・センター事業	民間	児童の預かり等の援助を受ける者と援助を行うことができる者の相互援助活動を行うことで子育てに関する不安が解消され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		延長保育事業	民間	保育所等で通常の利用時間を超えて保育を行うことにより子育てに関する不安が解消され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		保育所等地域活動事業	民間	地域に開かれた社会資源として保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することを目的に各保育所等において地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、地域の持続的発展に資する
		一時預かり事業	民間	家庭で一時的に保育をできなくなった場合に保育所等で一時的に保育を行うことにより子育てに関する不安が解消され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		病児保育事業	民間	児童が病氣中又は病氣の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行うことにより子育てに関する不安が解消され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		放課後児童健全育成事業	民間	保護者が昼間家庭にいない小学生に学校の終了後に保育所等の余裕教室などを利用して適切な遊びの場等を提供することにより子育てに関する不安が解消され、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		子ども医療費給付事業	南九州市	子どもの病院等受診時の医療費の自己負担分を給付することにより子育てに要する経済的な負担の軽減を図るとともに子どもの保健の向上と福祉の増進が図られ、地域の持続的発展に資する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） ※過疎地域持続的発展特別事業分のみ抜粋

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展特別 事業	家族介護支援事業	南九州市	将来にわたり家族介護者の負担軽減に資する。
		総合相談事業	南九州市	高齢者に関わるさまざまな相談に対応し、医療・福祉・地域の適切なサービスや制度の利用につながるなど、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう支援していくことで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		地域見守りネットワーク支援事業	南九州市	高齢者を地域で支える体制づくりを支援し、高齢者が安心して暮らせる地域社会を構築することから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		高齢者元気度アップ・ポイント事業	南九州市	ボランティア活動により高齢者の健康維持や介護予防に取り組むことで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業	南九州市	グループの互助活動により、高齢者が住み慣れた地域で健康な生活ができるよう支援していくことで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		シルバー人材センター事業	シルバー人材センター	高齢者に就業機会を提供することにより、生きがいづくりや社会参加を促進することで、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特別 事業	救急医療事業	南九州市	南九州市内において、24時間体制で救急医療体制を構築している病院が少ないので、医師会が中心となって救急医療体制を構築することにより、市民の安心安全の確保が図られ、地域の持続的発展に資する。
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業	市内高等学校活性化対策事業	高等学校活性化協議会	市内の県立高等学校の教育環境の整備を行うことにより、高等学校の存続及び本市の教育振興が図られ、地域の持続的発展に資する。
		地区公民館運営事業	南九州市	地区公民館の適正な管理を行うことにより、地域コミュニティや生涯学習の持続的発展に資する。
		遠距離児童通学費補助金	南九州市	保護者の負担軽減や児童の地域への定着が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） ※過疎地域持続的発展特別事業分のみ抜粋

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業	中学校生徒通学用自転車購入補助事業	南九州市	保護者の負担軽減や生徒の地域への定着が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		教育相談員等配置事業	南九州市	児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図り、将来を担う人材育成をおとした地域の持続的発展に資する。
		家庭教育充実事業	南九州市	家庭教育充実に関わる事業を長期間提供することにより家庭や地域の持続的発展に資する。
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業	行政事務連絡業務	南九州市	自治会長へ行政事務連絡業務を委託することにより、地域の持続的発展に資する。
		まちづくり事業	コミュニティ団体	各種団体等の実施するまちづくり事業を支援することにより、地域の持続的発展に資する。
		自治コミュニティ活動奨励事業	南九州市	自治会の活動を支援することにより、地域の持続的発展に資する。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業	自主文化事業	南九州市	市民へ多様な文化芸術に触れる機会を提供することで文化活動の推進が図られ、将来にわたり地域の持続的発展に資する。
		「平和を語り継ぐ都市」実践事業	南九州市	知覧特攻平和会館の情報発信と平和関連イベントを開催することで、本市への関心度の高まりと交流人口（来館者）の増加につながり、将来にわたり地域の持続的発展に資する。